第 440 回群馬地方最低賃金審議会

Ｈ　Ｐ　公　開　用　資　料

- 群馬地方最低賃金審議会委員名簿（第 48 期）
- 群馬地方最低賃金審議会事務局名簿
- 最低賃金審議会令（第６条第５項）
- 令和３年度最低賃金に関する実態調査
- 令和３年度における群馬県特定最低賃金に係る申出の意向表明状況
- 群馬県労働組合会議「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める要請書」
- 群馬弁護士会「意見書の送付について」
- 生活保護制度の概要
- 「労働市場速報」（令和３年５月分）群馬労働局職業安定部職業安定課
- 令和３年春闘　各機関別賃上げ集計状況
- 経済財政運営と改革の基本方針 2021　＜関係部分抜粋＞
- 成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ　＜関係部分抜粋＞

※　資料は HP 公開用に一部抜粋したものとなっております。
　全資料を閲覧したい場合は、群馬労働局労働基準部賃金室の窓口にて閲覧が可能となっております。

群馬地方最低賃金審議会委員名簿（第 48 期）

（令和３年４月１日現在）

（敬称略、五十音順）

区分	氏　　名	現　　職
公益代表	田　中　　茂	（株）上毛新聞社取締役 総務・経理・労務・経営企画担当
	谷　口　　聡	高崎経済大学教授
	西　村　　淑　子	群馬大学教授
	村　越　　芳　美	弁護士
	米　本　　清	高崎経済大学准教授
労働者代表	木　闇　　裕　治	電機連合群馬地方協議会事務局長
	櫻　井　　正　樹	情報産業労働組合連合会群馬県協議会議長
	増　戸　　将　人	ＪＡＭ北関東群馬県連事務局長
	松　葉　　卓　也	ＳＵＢＡＲＵ労働組合常任執行委員
	鷲　澤　　猛	日本労働組合総連合会群馬県連合会副事務局長
使用者代表	五 十 嵐 亮 二	（一社）群馬県経営者協会常務理事
	池　畠　　美　穂	パッケージ池畠（株）代表取締役
	宇　井　　正　典	アサヒライズ（株）代表取締役社長
	加　藤　　英　明	（株）ナカヨ取締役常務執行役員管理統括本部長
	毒　島　　豊	（医）日望会常務理事本部長

群馬地方最低賃金審議会事務局名簿

群馬労働局労働基準部賃金室
前橋市大手町２丁目３番１号
ＴＥＬ　０２７－８９６－４７３７

職　　名	氏　　名
労　働　局　長	丸　山　　陽　一
労働基準部長	福　永　　伸　一
賃　金　室　長	摩　庭　　精　一
賃金室長補佐	塚　越　　康　幸
労働基準監督官	杉　本　彩　矢　香

最低賃金審議会令（第６条第５項抜粋）

第１条　（名称）省略
第２条　（組織）省略
第３条　（委員の推薦）省略
第４条　（臨時委員の任命等）省略
第５条　（会議）省略
第６条　（最低賃金専門部会）

第１項～第４項　　省略

５　審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第６項～第７項　　省略

第７条　（庶務）省略
第８条　（雑則）省略

附則　　（省略）

令和３年度最低賃金に関する実態調査

賃金改定状況調査

１　調査の目的
　中央最低賃金審議会における目安等の審議資料

２　調査の範囲及び対象
　地域・・・群馬県全域

　産業・・・製造業、卸売業，小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業，飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療，福祉、サービス業（他に分類されないもの）
　（企業規模及び常用労働者数 30 人未満の民営事業所）

　調査依頼数　　304 事業所

３　調査事項
　令和２年６月分賃金及び令和３年６月分賃金

４　調査方法
　通信調査（委託先からの発送、郵便報告方式の場合は委託先での回収、オンライン報告方式の場合は本省において回収））

５　集計
　厚生労働省労働基準局賃金課

最低賃金に関する基礎調査

１　調査の目的
　地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議資料

２　調査の範囲及び対象
　地域・・・群馬県全域
　産業・・・製造業及び情報通信業のうち新聞業及び出版業（100 人未満の民営事業所）
　卸売業，小売業、学術研究，専門・技術サービス業、宿泊業，飲食サービス業、生活関連サービス業，娯楽業、医療，福祉及びサービス業（他に分類されないもの）（30 人未満の民営事業所）

　調査依頼数　　2,029 事業所

３　調査事項
　令和３年６月分賃金

４　調査方法
　通信調査（委託先からの発送、郵便報告方式の場合は労働局での回収、オンライン報告方式の場合は本省において回収）

５　集計

群馬労働局労働基準部賃金室

集計結果の公表

集計結果のうち、以下の集計表については、本年地方最低賃金審議会の審議終了の４ヶ月後に厚生労働省ホームページ及びｅ－ｓｔａｔへ掲載します。ただし、必要に応じて地方最低賃金審議会において一部公表とすることも可能です。

①　産業、就業形態、賃金階級、事業所規模・地域・年齢階級別労働者数
②　産業、就業形態、賃金階級、性、年齢階級別労働者数
③　賃金階級、勤続年数階級別労働者数
④　諸手当の種類別労働者１人平均支給額

集計及び復元方法

「平成 28 年経済センサス（活動調査)」の結果に基づく「事業所母集団データベース（平成 30 年次フレーム)」の産業分類ごとの労働者数により復元し、集計します。

月給者及び日給者については、時間額に換算して集計します。

令和３年度における群馬県特定最低賃金に係る申出の意向表明状況

適用労働者数は、令和３年１月現在把握のもの

新設・改正の別	件名・適用の範囲	意向表明日	意向表明者（団体名）	適用労働者数	申出期日
改　正	群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金 [E220＋E222＋E225（E2251・E2252 除く）＋L7282]	令和３年１月 29 日	日本基幹産業労働組合連合会 群馬県本部	1,667 人	令和３年７月 31 日
改　正	群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金 [E25（E251 除く）＋E260＋E2621（一部）＋E2635（一部）＋E2645＋E2652＋E266＋E269（E2693 一部除く＋E2699 除く）＋E270＋E271＋E272＋L7282]	令和３年１月 29 日	ＪAM北関東群馬県連絡会（ＪAM群馬）	16,351 人	令和３年７月 31 日
改　正	群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 [E28＋E29（E2941・E295 除く＋E2973 一部除く＋E299 除く）＋E30＋L7282]	令和３年１月 29 日	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会群馬地方協議会	19,211 人	令和３年７月 31 日
改　正	群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金 [E260＋E2621（一部）＋E31＋L7282]	令和３年１月 29 日	全日本自動車産業労働組合総連合会 群馬地方協議会	41,645 人	令和３年７月 31 日

群馬労働局長
丸山　陽一　様
群馬地方最低賃金審議会
会長　様

2021年6月18日

群馬県労働組合会議
[redacted]

最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める要請書

日頃より労働者の賃金改善に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。

今年の群馬地方最低賃金の改定にあたり、最低賃金法の目的に立脚した審議と最低賃金の抜本的な引き上げを強く求め、下記について要請します。

【要請趣旨】

1．コロナ禍で明らかとなったエッセンシャルワーカーたちの状況は、最低賃金の大幅引き上げを必要としている

（1）コロナ感染拡大のもとでも、エッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者（医療・介護・保育・学童保育や、宅配便などの流通、スーパーやドラッグストア等の小売業に従事する人など）は、感染のリスクにさらされながら社会機能を維持するために働き続けています。しかし、その多くは、低賃金・不安定雇用の非正規雇用労働者であったり、正規雇用であっても最低賃金に張り付いた賃金で働いているのです。エッセンシャルワーカーの重要性が再認識されてる今こそ、最低賃金の引き上げで賃金水準を底上げすることが求められています。

（2）この１年半の間、新型コロナウイルスの感染拡大は、社会・経済に深刻な影響を与えています。そして、新型コロナウイルスの収束には、これからも一定の時間を要することになります。それだけに、多くの労働者の生活破壊を防ぐためには、一時的な緊急の生活補償はもとより、持続可能な生活への手立てが必要です。

それが、低すぎて普通に暮らしていけない水準にある最低賃金の大幅引き上げであり、労働力人口を東京など大都市部へ移動・集中させる要因となっている最低賃金の地域間格差の是正であり、最低賃金の底上げで地域循環型経済を確立していくことです。

（3）欧米では、コロナ後の経済回復を見すえて、最低賃金の大幅引き上げを行っています。リーマンショックなどの経済危機のもとでも、欧米では賃金を引き上げ内需拡大による不況脱

却を図りましたが、日本では賃金を抑制したことで内需をいっそう冷え込ませて長期不況につながりました。この誤りを繰り返してはなりません。国民の消費購買力を回復させる賃金の引き上げ、特に最低賃金の大幅引き上げが決定的に重要になっています。

（4）そのうえで、労働者の生活維持と内需拡大のための最低賃金の大幅引き上げには、企業数の９９.７％、従業員数の６９％を占める中小企業支援の抜本的強化が不可欠です。

コロナ禍で厳しくなっている中小企業経営を支える緊急の助成制度を拡充させるとともに、最低賃金の引き上げを直接の目的とした助成金の拡充や社会保険料の減免を実施するなど、中小企業に直接届く施策を本格的に拡充するときです。

そして、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」や「下請代金支払遅延等防止法」、「下請中小企業振興法」を積極的に運用することや法改正による強化を図り、中小企業が適正価格による公正取引を確立できるようにすることも重要です。

２.「労働者の生計費」にもとづく審議を

（１）若者が普通の暮らしをするには、時間額で１,５００円程が必要

全労連が進めている最低生計費試算調査について、各都道府県で取り組みが進められており、全国的な状況がより明らかとなってきています。**（資料「最低生計費試算調査・総括表」）**

それによれば、２５歳の若者（男性）が一人暮らしをするための最低生計費は、月額（税込み）で２１６,０８３円（青森市）～２６５,７８６円（東京都新宿区）、月１５０時間換算で１,４４１円～１,７７２円です。

昨年は北関東の茨城県でも取り組まれ、男性＝月額２５２,９８７円、女性＝月額２５１,１２４円（ともに税・社会保険料込み）が必要であるとの調査結果が公表されました。月１５０時間換算では、男性＝１,６８７円、女性＝１,６７４円（お盆・正月・GWの休みもない労働基準法上限の月１７３.８での時給換算では、男性＝1,４５６円、女性＝1,４４５円）となり、それまでに調査を行った２１都道府県の結果と大きな差はありませんでした。

全国どこに住んでも、自立して普通に暮らすには、月額２３万円程度、時間額１,５００円程度が必要であるということです。

ここで言う「普通の（あたりまえ）の暮らし」の内容は、茨城県水戸市での例をとれば、下記（次ページ□枠内）のとおり、決して贅沢なものではなく、ごく慎ましいものにすぎません。

ところが、現行の最低賃金額は、最も高い東京都ですら２０１９年にようやく１,０００円を超えたものの１,０１３円（昨年据え置き）であり、最も低い沖縄県などは７９２円です。東京都でも１,５００円の６７.５％、沖縄県などでは５２.８％でしかありません。ちなみに群馬県の最低賃金８３７円では５５.８％にすぎません。現行の最低賃金は、あまりに低額すぎて、普通に暮らすためには全く足りない金額なのです。

・水戸市茨城大近辺の 25 ㎡の１K のワンルームマンション・アパートに住み、家賃は 35,000 円（2 階、エアコン付き）。中古の軽自動車（44 万円）を所有し、通勤や買い物、レジャーに使用している。自動車関連費は月額約 25,000 円。
・冷蔵庫、炊飯器、洗濯機、掃除機などは、量販店で最低価格帯のものでそろえた。
・1 か月の食費は、男性＝約 42,000 円、女性＝約 33,000 円。朝晩は家でしっかりと食べ、昼食についてはコンビニなどでお弁当を購入（1 食あたり 500 円）。そのほか、月に 2 回、同僚や友人と飲み会・会食行っている（1 回当たりの費用＝3,500 円）。
・休日は家で休養していることが多い。1 泊以上の旅行は年に 2 回で、その費用は年間 6 万円。月に 4 回は、恋人や友人たちと郊外のショッピングモールに行って、映画・ショッピングを楽しんでいる（1 回 2,000 円で月に 8,000 円）。

（調査期間：2020 年 2 月～2020 年 5 月）

（2）審議会では「生計費」が全く考慮されていない

最低賃金法は、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と定めています。しかし、最低賃金審議会で「地域における労働者の生計費」について、まともに審議されたことはありません。そして、審議会で配布される資料には労働者の生計費についての資料は、標準生計費以外全くありません。また、「最低賃金に関する実態調査」も、「賃金改定状況調査」と「最低賃金に関する基礎調査」だけであり、生計費についての調査は行われていません。最低賃金を決める際に最も重視されなければならない「労働者の生計費」が、事実上全く考慮されていないのです。

このことが、実際の最低生計費との大きな乖離を生む要因となっているのです。

ぜひ、最低生計費試算調査結果を審議で活用してください。そして、現行金額をいくら上げるのか、改定するのかという審議ではなく、８時間働けば人間らしく普通に暮らせる賃金水準をしっかりと議論し、最低賃金をそれに近づけるためにどうのように引き上げていくのか審議してください。

ちなみに、標準生計費（人事院）は、どのような生活様式・水準をもとに計算されているのか明らかにされておらず、その計算方法も開示されていません。昨年７月２８日の第１回専門部会の資料「北関東三県比較対照表」の中の「標準生計費の推移」を見ても、群馬県の標準生計費は６年間で９万５千円余から１２万２千円余と大きな増減があり、三県の中でも群馬が最大になったり最小となったりと、生計費を論議する根拠とはなりえないと言わざるをえません。

（3）憲法・最賃法・労基法からも、生計費にもとづく最低賃金水準が求められている

最低賃金法は、その目的として「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」としています。また、労働基準法は、労働条件の原則として「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としています。

最低賃金法の目的も、労働基準法が定める労働条件の原則も、最低賃金は生計費にもとづいて決定することを要請していることは明らかです。

群馬地方最低賃金審議会として、安定して労働力の質的向上が図れて人たるに値する生活の水準を明らかにして、その生活を賄える最低賃金の水準に向けた改定を審議の中心にすえることが求められています。

3．最低賃金の地域間格差は生計費を反映せず、地方から労働力を流出させている

（1）地方間格差は拡大するばかり

全国の最低賃金は、毎年の改正により、Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄのランク間の格差が拡大するばかりです。全国で最も低い沖縄県などの７９２円は、最も高い東京都の最低賃金１，０１３円との差は２２１円であり、割合は７８％です。月１５０時間、年間１，８００時間働けば、年収では３９７，８００円もの格差が生まれているのです。

都県名	改定額	目安額	引上げ	引上げ率	群馬との差（20年）	群馬との差(04年)
東　京	１，０１３円		０円	0%	＋１７６円	＋６４円
神奈川	１，０１２円		１円	0.10%	＋１７５円	＋６２円
埼　玉	９２８円		２円	0.22%	＋９１円	＋３４円
千　葉	９２５円		２円	0.22%	＋８８円	＋３３円
栃　木	８５４円		１円	0.12%	＋１７円	＋　４円
茨　城	８５１円		２円	0.24%	＋１４円	＋　３円
群　馬	８３７円		２円	0.24%	—	—

上の表のとおり、関東７都県で見ても、昨年は中央最低賃金審議会が目安を示さず格差は拡がらなかったものの、最低賃金の格差は年を追うごとに拡がってきました。１７年前の２００４年と比べれば、東京都との格差は３倍近くに、栃木県・茨城県との格差は４倍以上に拡がりました。群馬は関東７都県で一番低額にありながら、群馬地方最低賃金審議会がＡ・ＢランクよりＣランクの方が引き上げ額が少ない中央最低賃金審議会の「目安額」にほぼ従ってきたため、格差が拡がったのです。

月１５０時間、年間１，８００時間働けば、東京都とは月収で２６，４００円、年収では３

１６，８００円、隣の埼玉県とは月収で１３，６５０円、年収で１６３，８００円もの格差が生じています。最低賃金の地域間格差は、群馬県で１２か月働いて得られる年収を、東京都では１０か月、埼玉県では１１か月働けば上回ってしまうほどに拡大しているのです。

これだけ拡がった最低賃金の地域間格差ですが、その格差は地域の生計費を反映したものではないことは、すでに述べた通りです。

（２）若者をはじめとした労働力人口の県外流出は、地方経済を冷え込ませている

群馬県においても、若者を中心とした東京など大都市圏への人口流出が続き、県市町村でもその対策が大きな課題となっています。

人口流出の原因が賃金格差だけにあるとは言いませんが、東京との年収差が３２万円余にもなる最低賃金の格差が、若者を群馬から流出させる、若者が群馬に戻りたくても戻れない要因の一つであることは明らかではないでしょうか。**（資料「2019年 地域最低賃金と人口の社会的増減の相関図」）**

この点からも、群馬県の最低賃金の大幅引き上げが強く求められています。

同時に、最低賃金の地域間格差は、現行の地域別最低賃金制度と目安制度のもとで拡大を続けてきました。地域別最低賃金制度の枠内での是正が困難となっている以上、全国一律最低賃金制度の創設に足を踏み出すことが必要です。

（３）コロナウイルス感染防止の観点からも都市集中の是正が急がれる

新型コロナウイルスの感染は東京をはじめとした大都市部で急激に拡大し、現在も大都市部での感染拡大は止まっていません。コロナ禍における「新しい生活様式」が提唱されていますが、そこでは感染防止のために身体的距離の確保や感染流行地域との移動を控えることなどが示されています。これを実際におこなうには、大都市部への人口集中を抑え、地方への人口の還流を促すことも重要となります。

そのためには、大きな地方間格差が生じている最低賃金を是正し、全国どこに住んでも普通に暮らせる賃金水準を確立することが必要です。

４．議事録・資料公開を評価し、審議の全面公開への前進を求める

昨年・２０２０年７月２８日の第１回専門部会において、議事録及び資料について公開することが確認され、その後群馬労働局ホームページにおいて、本審議会、専門部会、産業別専門部会の議事録及び資料が公開されました。これは、群馬地方最低賃金審議会での審議がどのように進められたのかを誰でも見ることができるようになった点で、大きな前進と評価するものです。そして、専門部会を含めて「議事要旨」ではなく議事録及び資料をホームページで公開したことは、全国でも進んだものとなっており、審議会の全面公開に向けた画期となることが期待されます。

それだけに、昨年の本審議会及び専門部会で、専門部会の審議を非公開とすることが確認されたことは残念でなりません。労働局長の前任地である鳥取地方最低賃金審議会においては、２００８年以降「①完全公開、②意見聴取の実質化、③傍聴の自由化」を確立し定着させています。その経験を活かし、審議会の透明性、公正性を高めるために、鳥取地方最低賃金審議会の３つの原則を群馬県でも、ぜひ実現いただくよう要望するものです。

また、２０１６年に本審議会の場で直接意見を述べる機会がつくられてから５回の意見陳述が行われてきました。審議委員のみなさんに肉声で意見を直接聴いていただくことは意義有るものと考えます。しかし、これまでの意見陳述は、１人あたり５分間で事前に提出した意見書（またはその要旨）を読み上げるというものにとどまっています。埼玉地方最低賃金審議会では、１人１５分ほどの陳述時間をとり、質疑応答も行われています。意見の内容が十分に審議委員のみなさんに伝えられる意見聴取となるよう、５年間の経験を活かした改善を求めます。

以上の趣旨により下記の項目について要請しますので、貴職の真摯なご検討と実現に向けてのご尽力をお願いします。また、要請事項について文書でのご回答をお願いします。

【要請事項】

1．群馬地方最低賃金審議会では、労働者の生計費を明らかにして、それを保障できる最低賃金の水準に向けた改定を審議の中心にすえること。また、２００８年７月１日に施行された改正最低賃金法の趣旨をふまえ、生活保護基準を正しく算出し、生活保護を下回らない最低賃金の水準に向けた改定を行うこと。

2．群馬県における地域別最低賃金を時間額１，０００円以上に引き上げること。そして、賃金の生計費原則にもとづき、１，５００円をめざすこと。

3．特定最低賃金について、金額を大幅に引き上げること。

4．審議会は専門部会を含めて全面的に公開すること。また、意見聴取をいっそう有意義なものとするため、陳述時間などについて改善を図ること。

5．労働局長ならびに審議会会長、労働者代表委員との懇談の機会を設けること。

6．群馬労働局長においては、以下の点について厚生労働大臣に上申すること。

① 中央最低賃金審議会において、労働者の生計費を審議の中心に据えること。

② 最低賃金の地域間格差是正のために、最低賃金法を抜本改正し、世界の主流となっている全国一律最低賃金制度を早期に実現すること。

③ 最低賃金の大幅引き上げのために、社会保険料の減免制度を新設するなど中小企業支援を抜本的に強化すること。

④ 最低賃金法違反を根絶するため、労働基準監督官を増員して監督行政の強化を図ること。また、周知徹底週間を設けるなど、最低賃金の徹底を図ること。

7．群馬地方最低賃金審議会長においては、以下の点について上申するよう労働局長に建議すること。

① 中央最低賃金審議会において、労働者の生計費を審議の中心に据えること。

② 最低賃金の地方間格差是正のために、最低賃金法を抜本改正し、世界の主流となっている全国一律最低賃金制度を早期に実現すること。

③ 最低賃金の大幅引き上げのために、社会保険料の減免制度を新設するなど中小企業支援を抜本的に強化すること。

④ 最低賃金法違反を根絶するため、労働基準監督官を増員して監督行政の強化を図ること。また、周知徹底週間を設けるなど、最低賃金の徹底を図ること。

以　上

最低生計費試算調査・総括表

作表：全労連　最低生計費試算調査PT　2020年7月現在

25歳単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算

都道府県名	北海道			青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	埼玉県	東京都										新潟県	長野県	静岡県	
自治体名	札幌市		釧路市	青森市	盛岡市	仙台市	秋田市	山形市	福島市	水戸市	さいたま市	北区		世田谷区		新宿区		立川市		八王子市		新潟市	長野市	静岡市	
最賃ランク／性別	C/男性	C/女性	C/男性	D	D	C	D	D	D	B	B	男性／A	女性／A	男性／A	女性／A	男性／A	女性／A	男性／A	女性／A	男性／A	女性／A	C	B	B/男性	B/女性
消費支出	163,805	159,471	162,381	162,589	173,997	167,016	163,216	166,317	167,952	179,910	173,524	179,804	176,824	188,733	185,754	194,448	191,469	191,408	188,749	171,832	169,266	177,018	183,113	181,897	180,960
食費	39,991	32,310	37,921	39,977	40,083	40,017	40,133	40,032	40,703	41,967	38,610	44,361	35,858	44,361	35,858	44,361	35,858	42,364	34,314	42,364	34,314	39,597	41,323	40,253	34,240
住居費	32,000	32,000	35,000	26,000	35,000	30,000	29,000	30,000	32,000	36,458	52,500	57,292	57,292	65,625	65,626	76,042	76,043	61,458	61,458	43,750	43,750	38,000	40,625	38,000	38,000
水道・光熱	10,206	9,933	10,206	8,076	9,024	8,686	8,260	8,695	8,715	7,546	6,867	6,955	6,780	6,955	6,780	6,955	6,780	6,955	6,780	6,955	6,780	11,064	7,298	7,559	6,594
家具・家事用品	4,071	4,398	5,001	3,664	4,216	3,821	3,479	3,905	3,509	3,265	4,781	2,540	2,703	2,540	2,703	2,540	2,703	2,631	2,820	2,643	2,867	3,765	4,342	3,883	4,124
被服・履物	5,828	4,431	8,593	6,514	6,501	7,095	6,626	5,628	6,225	8,440	6,906	6,806	5,302	6,806	5,302	6,806	5,302	6,806	5,302	6,806	5,302	6,951	7,522	7,521	4,296
保健医療	4,558	3,274	2,980	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	1,002	3,366	1,009	2,885	1,009	2,885	1,009	2,885	1,009	2,885	1,009	2,885	4,188	1,026	3,255	4,516
交通・通信	16,660	17,438	36,460	38,342	39,697	38,342	35,710	37,834	37,028	29,990	19,635	12,075	12,075	12,171	12,171	6,469	6,469	20,251	20,251	18,801	18,801	40,335	29,359	43,356	43,167
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養・娯楽	30,068	30,068	27,684	17,950	17,533	17,126	18,093	17,057	17,726	28,534	20,225	25,577	25,613	25,577	25,613	25,577	25,613	26,185	26,207	26,171	26,185	14,970	26,393	18,408	22,034
その他	20,423	25,619	18,536	19,470	19,347	19,333	19,319	20,770	19,450	22,708	20,634	23,189	28,316	23,689	28,816	24,689	29,816	23,749	28,732	23,333	28,382	18,148	25,225	19,662	23,989
非消費支出	44,878	44,878	44,878	37,294	37,367	37,375	37,428	37,367	37,320	55,177	51,055	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	47,287	53,399	46,662	46,662
非消費額比率	19.95%	20.38%	18.28%	17.26%	16.34%	16.90%	17.25%	16.96%	16.81%	21.81%	21.11%	20.80%	21.08%	20.02%	20.27%	19.54%	19.79%	19.79%	20.02%	21.56%	21.81%	19.54%	20.96%	18.92%	19.00%
予備費	16,300	15,900	18,200	16,200	17,300	16,700	16,300	16,600	16,700	17,900	17,300	17,900	17,600	18,800	18,500	19,400	19,100	19,100	18,800	17,100	16,900	17,700	18,300	18,100	18,000
最低生計費（月額） 税抜	180,105	175,371	200,581	178,789	191,297	183,716	179,516	182,917	184,652	197,810	190,824	197,704	194,424	207,533	204,254	213,848	210,569	210,508	207,549	188,932	186,166	194,718	201,413	199,997	198,960
最低生計費（月額） 税込	224,983	220,249	245,459	216,083	228,664	221,091	216,944	220,284	221,972	252,987	241,879	249,642	246,362	259,471	256,192	265,786	262,507	262,446	259,487	240,870	238,104	242,005	254,812	246,659	245,622
年額（税込）	2,699,796	2,642,988	2,945,508	2,592,996	2,743,968	2,653,092	2,603,328	2,643,408	2,663,664	3,035,844	2,902,548	2,995,704	2,956,344	3,113,652	3,074,304	3,189,432	3,150,084	3,149,352	3,113,844	2,890,440	2,857,248	2,904,060	3,057,744	2,959,908	2,947,464
月150時間換算	1,500	1,468	1,636	1,441	1,524	1,474	1,446	1,469	1,480	1,687	1,613	1,664	1,642	1,730	1,708	1,772	1,750	1,750	1,730	1,606	1,587	1,613	1,699	1,644	1,637
月155時間換算	1,452	1,421	1,584	1,394	1,475	1,426	1,400	1,421	1,432	1,632	1,561	1,611	1,589	1,674	1,653	1,715	1,694	1,693	1,674	1,554	1,536	1,561	1,644	1,591	1,585
173.8時間換算	1,295	1,267	1,412	1,243	1,316	1,272	1,248	1,267	1,277	1,456	1,392	1,436	1,418	1,493	1,474	1,529	1,510	1,510	1,493	1,386	1,370	1,392	1,466	1,419	1,413
2019年最賃額	861			790	790	824	790	790	798	849	926	1013										830	848	885	
調査実施時期	2016年4月			2016年3月	2016年3月	2016年3月	2016年3月	2016年3月	2016年3月	2020年7月	2017年3月	2019年9月										2015年12月	2020年7月	2015年12月	

25歳単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算

都道府県名	愛知県			京都府		岡山県	広島県	山口県		福岡県			佐賀県		長崎県		鹿児島県		沖縄県	
自治体名	名古屋市		豊橋市	京都市		岡山市	広島市	山口市		福岡市		北九州市	佐賀市		長崎市		鹿児島市		那覇市	
最賃ランク／性別	A/男性	A/女性	A	B/男性	B/女性	C	B/女性	C/男性	C/女性	C/男性	C/女性	C	D/男性	D/女性	D/男性	D/女性	D/男性	D/女性	D/男性	D/女性
消費支出	163,083	163,213	172,231	178,390	175,640	180,404	152,021	174,873	175,795	161,660	169,945	184,363	178,127	178,887	164,737	168,907	176,843	178,056	179,439	182,095
食費	38,457	31,711	38,457	44,441	35,347	40,333	35,768	36,886	29,181	43,886	32,657	44,101	39,025	30,274	39,434	32,120	39,941	31,445	41,266	33,200
住居費	45,000	45,000	32,000	41,667	41,667	35,417	37,000	33,000	33,000	32,000	32,000	30,000	34,500	34,500	39,000	39,000	34,000	34,000	36,458	36,458
水道・光熱	7,510	6,551	7,510	7,419	8,434	7,273	8,958	7,245	11,446	7,722	9,184	7,743	8,150	9,694	8,109	9,645	8,101	9,636	8,764	10,424
家具・家事用品	3,480	3,600	3,799	3,836	3,922	4,032	3,677	4,168	4,125	3,697	4,090	3,697	3,561	3,911	3,797	3,940	3,401	3,779	3,826	3,851
被服・履物	8,426	8,406	8,272	5,921	4,247	6,575	7,170	6,654	5,852	7,108	8,681	7,108	5,635	5,111	7,092	8,284	5,680	6,733	5,021	3,339
保健医療	2,186	5,016	2,186	1,137	2,733	1,094	6,372	1,091	2,345	1,168	3,729	1,162	1,184	3,779	1,174	3,746	1,181	3,768	1,142	3,643
交通・通信	19,062	18,872	40,639	18,612	18,612	33,384	12,464	40,417	40,417	15,613	21,188	41,686	41,856	41,856	15,649	15,649	39,469	39,469	33,794	33,794
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養・娯楽	17,745	17,764	17,521	27,510	27,531	25,454	26,856	25,749	24,891	24,739	25,191	24,739	25,964	25,976	23,327	24,930	21,257	22,302	25,620	25,177
その他	21,217	26,293	21,847	27,847	33,147	26,842	13,756	19,663	24,538	25,927	33,225	24,127	18,252	23,786	27,155	31,593	23,813	26,924	23,548	32,209
非消費支出	47,562	47,562	47,829	49,595	49,595	50,107	43,838	49,467	49,467	49,776	49,776	49,776	46,045	46,045	43,655	43,655	43,115	43,115	48,977	48,977
非消費額比率	20.96%	20.95%	20.16%	20.18%	20.43%	20.16%	20.78%	18.19%	20.38%	21.88%	21.04%	19.71%	19.03%	18.97%	19.42%	19.03%	18.15%	18.04%	19.88%	19.65%
予備費	16,300	16,300	17,200	17,800	17,500	18,000	15,132	17,400	17,500	16,100	16,900	18,400	17,800	17,800	16,400	16,800	17,600	17,800	17,900	18,200
最低生計費（月額） 税抜	179,383	179,513	189,431	196,190	193,140	198,404	167,153	192,273	193,295	177,760	186,845	202,763	195,927	196,687	181,137	185,707	194,443	195,856	197,339	200,295
最低生計費（月額） 税込	226,945	227,075	237,260	245,785	242,735	248,511	210,991	241,740	242,762	227,536	236,821	252,539	241,972	242,732	224,792	229,362	237,558	238,971	246,316	249,272
年額（税込）	2,723,340	2,724,900	2,847,120	2,949,420	2,912,820	2,982,132	2,531,892	2,900,880	2,913,144	2,730,432	2,839,452	3,030,468	2,903,664	2,912,784	2,697,504	2,752,344	2,850,696	2,867,652	2,955,792	2,991,264
月150時間換算	1,513	1,514	1,582	1,639	1,618	1,657	1,407	1,612	1,618	1,517	1,577	1,684	1,613	1,618	1,499	1,529	1,584	1,593	1,642	1,662
月155時間換算	1,464	1,465	1,531	1,586	1,566	1,603	1,361	1,560	1,566	1,468	1,527	1,629	1,561	1,566	1,450	1,480	1,533	1,542	1,589	1,608
173.8時間換算	1,306	1,307	1,365	1,414	1,397	1,430	1,214	1,391	1,397	1,309	1,361	1,453	1,392	1,397	1,293	1,320	1,367	1,375	1,417	1,434
2019年最賃額	926			909		833	871	829		841			790		790		790		790	
調査実施時期	2016年2月			2019年4月		2020年7月	2016年1月	2019年4月		2018年4月			2019年12月		2019年4月		2019年4月		2020年7月	

最賃が高い都市部に人口流出

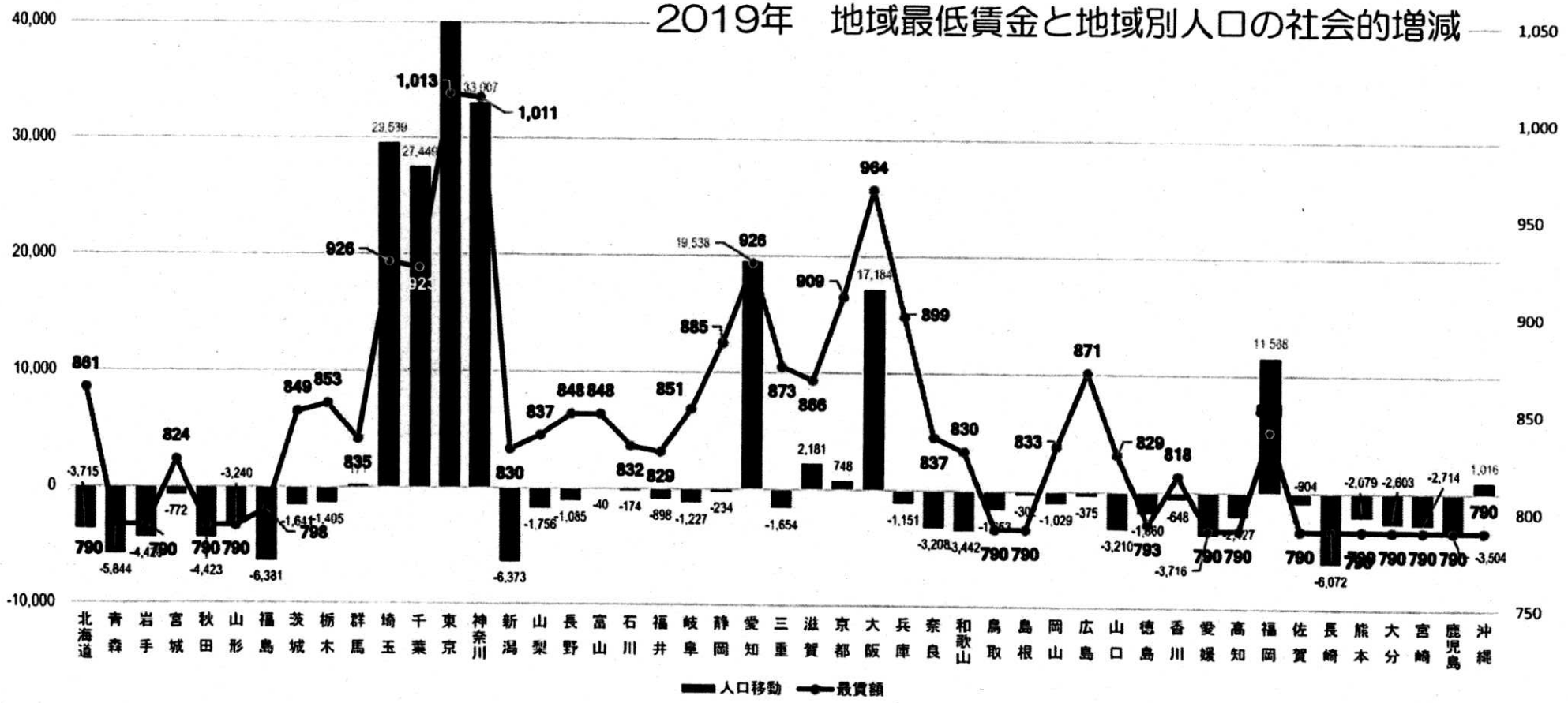

２０２１年6月２５日

群馬地方最低賃金審議会　会長　　様

群馬弁護士会
会長 [redacted]

会長声明の送付について

当会では、別添のとおり会長声明を発表しましたので、ご参考までに送付いたします。

(添付書類)
・全国一律最低賃金の実現及び事業者支援制度の充実を図りつつ最低賃金の引上げを求める会長声明

以上

3.6.28
賃金室

全国一律最低賃金の実現及び事業者支援制度の充実を図りつつ最低賃金の引上げを求める会長声明

第１　はじめに

中央最低賃金審議会は，近々，厚生労働大臣に対し，２０２１年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行う予定である。

昨年は具体的な目安が示されなかったが，例年，中央最低賃金審議会は同目安を示し，それを参考に各地域の地方最低賃金審議会が地域別最低賃金額を答申し，同答申に基づいて都道府県労働局長が最低賃金額を改定している。

各都道府県の最低賃金は，実質的には，中央最低賃金審議会の示す地域別の目安により，決定されている。

第２　地域別最低賃金制度を廃止して全国一律最低賃金を実現すべきであること

１　地域別最低賃金制度の趣旨

そもそも，地域別最低賃金制度が採用されているのは，労働者の生計費や賃金等地域に応じて経済状況が異なり，全国一律の額として決定することが不合理であるからとされている。

２　地域別最低賃金制度の不合理性

(1)　地域別最低賃金制度の合理性が今日では失われていること

地域別最低賃金制度の大枠は１９６８年の法改正によって定められたものであり，既に５０年以上が経過し，今日の社会状況に照らしても，上記趣旨が当てはまるのかについては疑問がある。

日本総労働組合連合会の「２０１７連合リビングウェイジ～労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準」や中澤秀一静岡県立大学短期大学部准教授の「現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費の

実証的研究」によれば，地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費，具体的には，食費や住居費，水光熱費，家具家電用品費，被服・履物費，保健医療費，交通・通信費，教養娯楽費など労働者の生活に最低必要と考えられる費用を試算したところ，その金額は月額２２～２４万円（租税公課込み）となり，都市部と地方の差はほとんどなかった。なお，月額２２～２４万円という水準は，月に１７３．８時間働くと仮定した場合，時間給に換算すると１３００～１４００円に相当し，現在の地域別最低賃金の全国加重平均額である９０２円を大きく上回る。

そして，最低賃金法は，地域別最低賃金の決定に当たって，賃金及び通常の企業の賃金支払能力も考慮要素としているが（同法９条２項），賃金や企業の支払能力の差異は，賃金構造基本統計調査等のデータによれば，地域による差異よりも企業規模や産業，職種による差異の方が大きい。例えば，医療や福祉の分野においては，若干の地域加算を除けば，全国一律の診療報酬あるいは介護報酬の基準に基づいて，病院や介護施設が経営されており，支払能力が地域によって大きく異なるとは考えられていない。

このように，労働者の生計費や賃金等地域に応じて経済状況が異なることを前提に採用された地域別最低賃金制度の合理性は，今日においては失われている。

(2) 地域別最低賃金制度による弊害

中央最低賃金審議会の目安では，地域別最低賃金制度によって各地域はＡ乃至Ｄのランクに分けられているが，このように４つに区分することの合理性も見受けられない。例えば，県民所得がそれほど変わらない北関東３県で比較しても，２０２０年１０月発効の最低賃金は，群馬県８３７円，栃木県８５４円，茨城県８５１円であり，これはランク区分による差がそのまま最低賃金額の地域間格差となっているものである。ランク

区分は，合理的どころか，むしろ不合理な結果を生じさせている。

また，最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係が認められるところ，ランク区分があることによって，群馬県などの最低賃金の低い地方から最低賃金の高い都市部へと労働力が流出し，地域間の格差が固定，拡大されるという悪循環がもたらされている。これは，「国民経済の健全な発展に寄与する」という最低賃金法の目的（同法１条）にも反するものである。

⑶　諸外国では既に全国一律最低賃金制度が実施されていること

現在，イギリス，フランス，ドイツ，イタリア，韓国等の諸外国では，すでに全国一律最低賃金制度が実施されている。我が国のみが地域別最低賃金制度を維持することに合理性はない。

⑷　このように，地域別最低賃金制度は，今日においては合理性を失っている。

３　小括

以上のとおり，労働者の生活に最低必要と考えられる費用について地域ごとの差がほとんどないなど地域別最低賃金制度の合理性が失われていること，地方からの労働力の流出，地域間の経済格差の拡大といった弊害が生じていること，地域ごとの実情を十分に踏まえられていないこと，諸外国では全国一律最低賃金が実施されていることからすれば，地域別最低賃金制度を廃止し，全国一律の最低賃金を実現すべきである。

第３　全国一律最低賃金の実現にあたって事業者支援制度の充実を図りつつ最低賃金を引き上げるべきであること

１　最低賃金の低い地域の最低賃金を引き上げて，全国一律化を図るべきであること

全国一律の最低賃金を設ける場合，最低賃金の高い都道府県の最低賃金

を引き下げることによって格差の縮小を図ることは，憲法２５条，最低賃金法１条の要請や労働者の最低生活に必要とされる費用の額に照らせば，許されるべきではない。最低賃金の低い地域の最低賃金を引き上げていき，一律化を図るべきである。

群馬県でいえば，現在８３７円であり，この水準は，月収１４万５４７１円（≒８３７円×１７３．８時間）程度，年収１７４万５６５２円（＝１４万５４７１円×１２か月）程度にしかならない。この賃金額は，いわゆるワーキングプアの収入水準である年収２００万円にも遠く及ばず，労働者が生活の安定を確保することは難しい状況である。

２０２１年3月２２日に行われた経済財政諮問会議において，議長を務める菅内閣総理大臣が，最低賃金について「より早期に全国平均１０００円とすることを目指す」と表明していることからしても，群馬県をはじめとする最低賃金の低い地域の最低賃金を引き上げることでの一律化が強く望まれる。

2　新型コロナウイルスの影響により最低賃金の引上げを抑制すべきではないこと

(1)　この点，新型コロナウイルスによる経済への影響から経営基盤が脆弱な多くの中小企業が倒産，廃業に追い込まれる懸念があり，最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を重視して引上げを抑制すべきとの意見もある。

(2)　しかし，最低賃金の決定にあたって最も重要視されるべきは，「労働者の生活の安定」である（最低賃金法１条）。その水準は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」ものでなければならず（同法９条３項），企業の賃金支払能力に傾倒するようなことはあってはならない。

(3)　多くの非正規雇用労働者をはじめとする最低賃金付近の低賃金労働を

強いられている労働者は，もともと日々生活するだけで精一杯であり，コロナ禍という緊急事態に対応するだけの十分な貯蓄をすることができていない。また，今般のコロナ禍において，小売店の店員，運送配達員，福祉・介護サービス従事者等の社会全体のライフラインを支える労働者の中には，最低賃金付近で働く労働者が多数存在する。これらの労働者の労働に報い，その生活を支え，社会全体のライフラインを維持していくためにも最低賃金の引上げは必要である。

3　最低賃金の引上げが「国民経済の健全な発展に寄与すること」（最低賃金法１条）

また，最低賃金の引上げは，労働者の離職率を下げ，新規採用・訓練のコストを削減し，生産性を向上させ，また，賃金が消費に回ることで地域的及び全国的に経済成長を促し，「国民経済の健全な発展に寄与すること」（最低賃金法１条）という同法の目的を達成することに繋がる。逆に，最低賃金の引上げ凍結は，消費をさらに落ち込ませ，事業者にとっても負の効果をもたらすことにもなり，「国民経済の健全な発展」（同条）という同法の目的を阻害することになる。

フランス，ドイツ，イギリスなどの諸外国では，コロナ禍においても最低賃金の引上げが実現しており，新型コロナウイルス感染症に向き合いながら「国民経済の健全な発展に寄与する」（同条）ためにも最低賃金の引上げが必要である。

4　事業者支援を拡充すべきであること

他方で，当然のことながら，最低賃金の引上げによって大きな影響を受ける中小企業があることは想定されるため，必要な負担軽減を図るなどの支援をすることは不可欠である。

とりわけ，近時においては，新型コロナウイルス感染拡大に備えた中小企業の支援策が拡充されているところであるが，それだけにとどまらず長期的

継続的に中小企業支援策を強化すべきであり，例えば最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業のための社会保険料の減免や減税，補助金支給等の検討を進めるべきである。

また，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法といった中小企業の経済的利益を保護する役割を果たす法制度を，これまで以上に積極的に運用することも不可欠である。

5　小括

そこで，一定期間をかけて最低賃金の低い地域の底上げを図りつつ，他方で，新型コロナウイルス関連の事業者支援に加え，さらに最低賃金の引上げによって影響を受ける事業者の負担軽減を図るなどの支援をし，最低賃金の高い地域の水準に一律化させていくのが相当である。

第４　まとめ

以上のとおり，当会は，労働者の生活の安定や地域経済の健全な発展を図るため，地域別最低賃金を廃止し，関係する事業者への十分な支援をしながら，最低賃金を引き上げるかたちで地域間格差を解消し，その一律化を実現していくよう求める。

２０２１年（令和３年）６月２５日

群馬弁護士会

会長 [redacted]

生活保護制度の概要

１　目的

生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

２　保護の要件

・世帯員全員の、資産、能力その他あらゆるものをすべて活用した上でも、収入が最低生活費に満たない場合に対象となる。

※各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用が保護実施の前提。

・困窮に至った理由は問わない。

３　保護の内容

・扶助の種類は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助。

※医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付とし、それ以外は金銭給付が原則。

・ 各扶助により、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障。扶助の基準は厚生労働大臣が設定する。

（平成３０年１０月　生活扶助基準額の例）

	東京都区部等	地方郡部等
標準３人世帯（３３歳、２９歳、４歳）	１５８，９００	１３３，６３０
高齢者単身世帯（６８歳）	７９，５５０	６５，５００
高齢者夫婦世帯（６８歳、６５歳）	１２０，４１０	１００，１９０
母子世帯（３０歳、４歳、２歳）	１８９，１９０	１６１，８９０

（令和元年１０月　生活扶助基準額の例）

	東京都区部等	地方郡部等
標準３人世帯（３３歳、２９歳、４歳）	１５８，２１０	１３５，８３０
高齢者単身世帯（６８歳）	７８，２３０	６５，２７０
高齢者夫婦世帯（６８歳、６５歳）	１２０，２４０	１０２，４３０
母子世帯（３０歳、４歳、２歳）	１８９，５８０	１６４，６７０

（令和３年４月　生活扶助基準額の例）

	東京都区部等	地方郡部等
標準３人世帯（３３歳、２９歳、４歳）	１５８，７６０	１３９，６３０
高齢者単身世帯（６８歳）	７７，９８０	６６，３００
高齢者夫婦世帯（６８歳、６５歳）	１２１，４８０	１０６，３５０
母子世帯（３０歳、４歳、２歳）	１９０，５５０	１６８，３６０

※上記額に加えて、必要に応じて、住宅扶助、医療扶助等が支給される。

４　保護の実施機関

・都道府県知事及び市町村長により設置される福祉事務所の長。

５　保護受給に至る手続

・申請による場合

事前の相談⇒⇒⇒保護の申請⇒⇒⇒⇒保護費の支給

↓

⇒⇒⇒⇒医療機関への入院、保護施設等への入所

・職権による場合

６　保護の要否の判定と支給される保護費

・厚生労働大臣が定める基準で測定される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に保護を適用。最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給。

※収入：就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助、交通事故の補償等を認定。

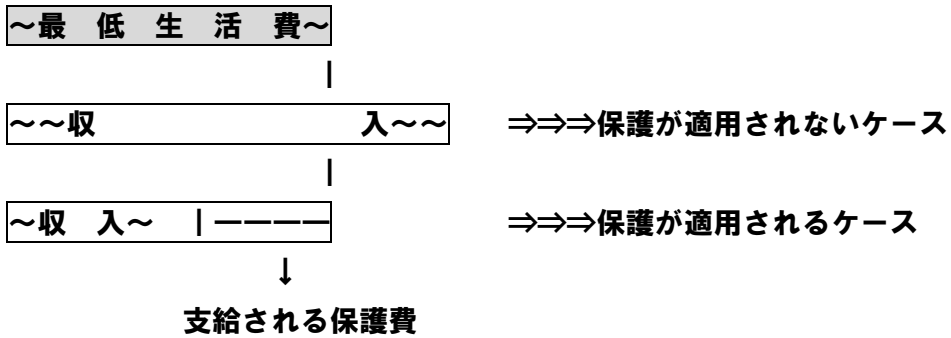

７　保護適用後の調査及び指導

・世帯の実態に応じ、年数回の訪問調査。

・収入・資産等の届出を義務付け、定期的に課税台帳との照合を実施。

・就労の可能性のある者への就労指導。

厚生労働省
群馬労働局

Press Release

厚　生　労　働　省
群 馬 労 働 局 発 表
令 和 ３年 ６月 ２９日

【照会先】
群馬労働局職業安定部職業安定課
課　　長　井野　晃宏
地方労働市場情報官　橋爪　紀明
（電　　話）　027－210－5007

労働市場速報（令和3年5月分）

有効求人倍率（季節調整値）　1．22倍【全国23位／全国　1．09倍】
※前月　有効求人倍率（季節調整値）　1．19倍【全国22位／全国　1．09倍】
正社員有効求人倍率（原数値）　0．90倍【全国　26位／全国　0．82倍】:前年同月　0．92倍
新規求人倍率（季節調整値）　2．07倍（前月：1．93倍）

群馬県の求人・求職の状況（原数値）

	５　月	前年同月比	前々年同月比	ポイント
有効求人数	31,372人	6.0%	▲21.3%	20か月ぶりの増加
有効求職者数	27,991人	15.3%	13.4%	12か月連続の増加
新規求人数	10,381人	10.9%	▲33.7%	2か月連続の増加
新規求職者数	5,711人	0.2%	▲8.9%	4か月連続の増加

・ 求人数は前年同月比で新規・有効ともに増加
・ 求職者数は前年同月比で新規・有効ともに増加

～～産業別新規求人数～～

新規求人数		５　月	前年同月比	前年同月差	前々年同月比	ポイント
全産業		10,381 人	10.9%	1,022 人	▲33.7%	2か月連続の増加
主な産業	建設業	1,081 人	▲2.8%	▲31 人	5.7%	6か月ぶりの減少
	製造業	1,813 人	51.6%	617 人	▲12.5%	3か月連続の増加
	情報通信業	93 人	▲12.3%	▲13 人	▲13.9%	2か月ぶりの減少
	運輸業・郵便業	531 人	13.5%	63 人	▲23.8%	2か月連続の増加
	卸売・小売業	1,207 人	20.0%	201 人	▲73.1%	2か月連続の増加
	宿泊業・飲食サービス業	468 人	87.2%	218 人	▲35.3%	2か月ぶりの増加
	医療・福祉	2,956 人	▲5.2%	▲162 人	▲22.0%	2か月ぶりの減少
	サービス業	913 人	12.0%	98 人	▲22.9%	2か月ぶりの増加

総括

有効求人倍率は1．22倍で前月から0．03ポイント増加となった。求人が求職を上回って推移しているが、新型コロナウィルス感染症等が雇用に与える影響に十分注意する必要がある。
引き続き、雇用の維持と就職支援に力を入れていく。

第1表　一般職業紹介状況（学卒を除きパートを含む）

項目＼年月		令和3年5月	令和3年4月	令和2年5月	対前月増減率（%）	対前年同月増減率、差(%、ポイント)	季節調整値対前月増減率、差(%、ポイント)
全数	新規求職者数（人）	5,711	8,059	5,699	▲ 29.1	0.2	▲ 12.2
	新規求人数（人）	10,381	11,436	9,359	▲ 9.2	10.9	▲ 5.7
	新規求人倍率（倍）	2.07	1.93	1.79	―	0.28	0.14
	月間有効求職者数（人）	27,991	28,735	24,282	▲ 2.6	15.3	▲ 1.0
	月間有効求人数（人）	31,372	32,652	29,595	▲ 3.9	6.0	1.4
	有効求人倍率（倍）	1.22	1.19	1.33	―	▲ 0.11	0.03
	うち常用（倍）	1.07	1.06	1.09	―	▲ 0.02	―
	うちパート（倍）	1.17	1.23	1.43	―	▲ 0.26	―
	就職件数（件）	1,634	2,082	1,264	▲ 21.5	29.3	―
正社員有効求人倍率（倍）		0.90	0.90	0.92	―	▲ 0.02	―

（注）1．新規求人倍率及び有効求人倍率（網掛け部分）は季節調整値、他は原数値を掲載している。

2．季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。

第2表　産業別新規求人状況（学卒を除きパートを含む）

項目＼		新規求人数（人）				対前年同月比（%）				前年同月差（人）
		全数	パート除く		パート	全数	パート除く		パート	全数
				うち常用				うち常用		
全産業		10,381	6,431	6,227	3,950	10.9	9.4	8.5	13.5	1,022
産業別	建設業	1,081	993	993	88	▲ 2.8	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 24.1	▲ 31
	製造業	1,813	1,368	1,307	445	51.6	60.9	55.8	28.6	617
	主な内訳 食料品	276	173	153	103	27.2	69.6	57.7	▲ 10.4	59
	主な内訳 プラスチック製品	170	129	119	41	68.3	101.6	88.9	10.8	69
	主な内訳 金属製品	209	177	172	32	47.2	63.9	59.3	▲ 5.9	67
	主な内訳 はん用機械器具	109	91	91	18	53.5	59.6	59.6	28.6	38
	主な内訳 生産用機械器具製造業	62	57	57	5	31.9	42.5	42.5	▲ 28.6	15
	主な内訳 業務用機械器具製造業	54	43	43	11	170.0	115.0	115.0	0.0	34
	主な内訳 電気機械器具	111	78	67	33	19.4	39.3	19.6	▲ 10.8	18
	主な内訳 輸送用機械器具	377	321	315	56	62.5	43.9	41.3	522.2	145
	情報通信業	93	74	67	19	▲ 12.3	▲ 17.8	▲ 20.2	18.8	▲ 13
	運輸業・郵便業	531	375	355	156	13.5	▲ 6.5	▲ 10.8	132.8	63
	卸売・小売業	1,207	602	598	605	20.0	▲ 3.8	▲ 3.9	59.2	201
	宿泊業・飲食サービス業	468	186	184	282	87.2	82.4	80.4	90.5	218
	医療・福祉	2,956	1,623	1,618	1,333	▲ 5.2	▲ 2.2	▲ 2.5	▲ 8.6	▲ 162
	サービス業	913	478	441	435	12.0	1.5	16.4	26.5	98

（注）新産業分類（平成25年10月改定：26年4月1日施行「日本標準産業分類」）に基づく区分により掲載している。

第3表　時系列でみた一般職業紹介状況（学卒を除きパートを含む）

項目 / 年月	新規求職者数	対前年増減率	新規求人数	対前年増減率	新規求人倍率（季節調整値）	有効求職者数	対前年増減率	有効求人数	対前年増減率	有効求人倍率（季節調整値）	就職件数	うち受給者
平成28年度	6,452	▲ 3.7	13,549	9.5	2.10	25,492	▲ 4.1	37,829	11.2	1.48	2,351	493
平成29年度	6,129	▲ 5.0	13,840	2.1	2.26	24,141	▲ 5.3	39,207	3.6	1.62	2,220	465
平成30年度	5,912	▲ 3.5	14,027	1.3	2.37	23,091	▲ 4.3	40,067	2.2	1.74	2,155	454
令和元年度	6,019	1.8	13,526	▲ 19.4	2.25	23,788	11.2	39,020	▲ 20.0	1.64	1,988	454
令和2年度	6,117	1.6	10,905	▲ 19.4	1.78	26,448	11.2	31,223	▲ 20.0	1.64	1,648	407
2年　5月	5,699	▲ 9.0	9,359	▲ 40.2	r 1.79	24,282	▲ 1.7	29,595	▲ 25.7	1.33	1,264	259
6月	7,272	22.6	10,449	▲ 19.3	r 1.52	26,117	7.1	28,351	▲ 27.5	r 1.19	1,607	357
7月	6,383	3.8	10,697	▲ 16.1	r 1.63	27,054	11.9	28,860	▲ 26.7	r 1.14	1,656	431
8月	5,375	▲ 1.9	9,601	▲ 35.3	r 1.69	27,537	16.1	28,936	▲ 25.1	r 1.10	1,458	391
9月	5,990	1.8	11,258	▲ 13.8	r 1.91	27,947	17.7	29,994	▲ 23.7	r 1.10	1,656	456
10月	6,233	1.2	11,848	▲ 14.2	r 1.94	28,219	17.7	31,384	▲ 20.8	r 1.12	1,856	498
11月	5,225	2.3	10,963	▲ 17.0	r 1.83	27,239	17.9	32,119	▲ 15.8	r 1.13	1,557	418
12月	4,715	▲ 2.9	10,457	▲ 21.7	r 2.03	25,546	16.2	31,559	▲ 18.0	r 1.12	1,498	430
3年　1月	6,233	▲ 6.9	12,247	▲ 1.6	2.00	25,354	11.3	32,124	▲ 14.6	1.16	1,409	363
2月	6,137	0.4	11,568	▲ 18.5	1.69	25,853	9.2	32,875	▲ 15.7	1.16	1,706	384
3月	7,099	17.0	12,127	▲ 8.3	1.78	27,595	13.2	33,786	▲ 12.4	1.15	2,458	516
4月	8,059	14.5	11,436	11.1	1.93	28,735	16.7	32,652	▲ 7.0	1.19	2,082	421
5月	5,711	0.2	10,381	10.9	2.07	27,991	15.3	31,372	6.0	1.22	1,634	360

（注）1．年度は月平均（求人倍率は原数値）。　2．ｒは令和3年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表す。

3．受給者は雇用保険受給者を表す。

第4表　群馬県の雇用保険の状況

項目 / 年月	受給資格決定件数	対前年増減率	受給者実人員	対前年増減率
平成28年度	1,529	▲ 5.1	5,202	▲ 9.5
平成29年度	1,459	▲ 4.6	4,865	▲ 6.5
平成30年度	1,392	▲ 4.6	4,639	▲ 4.6
令和元年度	1,504	8.0	5,353	15.4
令和2年度	1,867	24.1	7,350	37.3
2年　5月	2,688	50.3	6,194	32.7
6月	2,429	64.7	8,240	72.7
7月	2,046	35.7	8,929	70.8
8月	1,671	23.2	8,923	69.1
9月	1,639	18.2	8,674	63.9
10月	2,017	19.5	8,075	52.1
11月	1,640	27.2	7,468	29.7
12月	1,368	0.8	7,320	20.4
3年　1月	1,539	9.5	6,615	5.9
2月	1,314	▲ 1.2	6,138	9.6
3月	1,595	11.2	6,039	6.2
4月	2,448	▲ 0.6	5,780	3.5
5月	1,684	▲ 37.4	5,806	▲ 6.3

第5表　全国の主要指標

項目 / 年月	全国有効求人倍率（季節調整値）	完全失業者数（全国・原数値）（万人）	完全失業率（季節調整値）
平成28年度	1.39	203	3.0
平成29年度	1.54	183	2.7
平成30年度	1.62	166	2.4
令和元年度	1.55	162	2.3
令和2年度	1.10	198	2.9
2年　5月	r 1.18	198	r 2.8
6月	r 1.12	195	2.8
7月	r 1.09	197	2.9
8月	r 1.05	206	3.0
9月	r 1.04	210	3.0
10月	1.04	215	3.1
11月	r 1.05	195	r 3.0
12月	r 1.05	194	r 3.0
3年　1月	1.10	197	2.9
2月	1.09	194	2.9
3月	1.10	188	2.6
4月	1.09	209	2.8
5月	1.09	211	3.0

（注）1. 年度は月平均。　2. 年度の求人倍率及び失業率は実数。
3. 失業者数及び失業率は総務省労働力調査による。
4. r は令和3年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表す。
5. 受給資格決定件数は速報値のため修正があり得る。

都道府県別有効求人倍率：季節調整値
(新規学卒者を除きパートタイムを含む)
令和3年5月　全国平均1.09［原数値1.02倍］

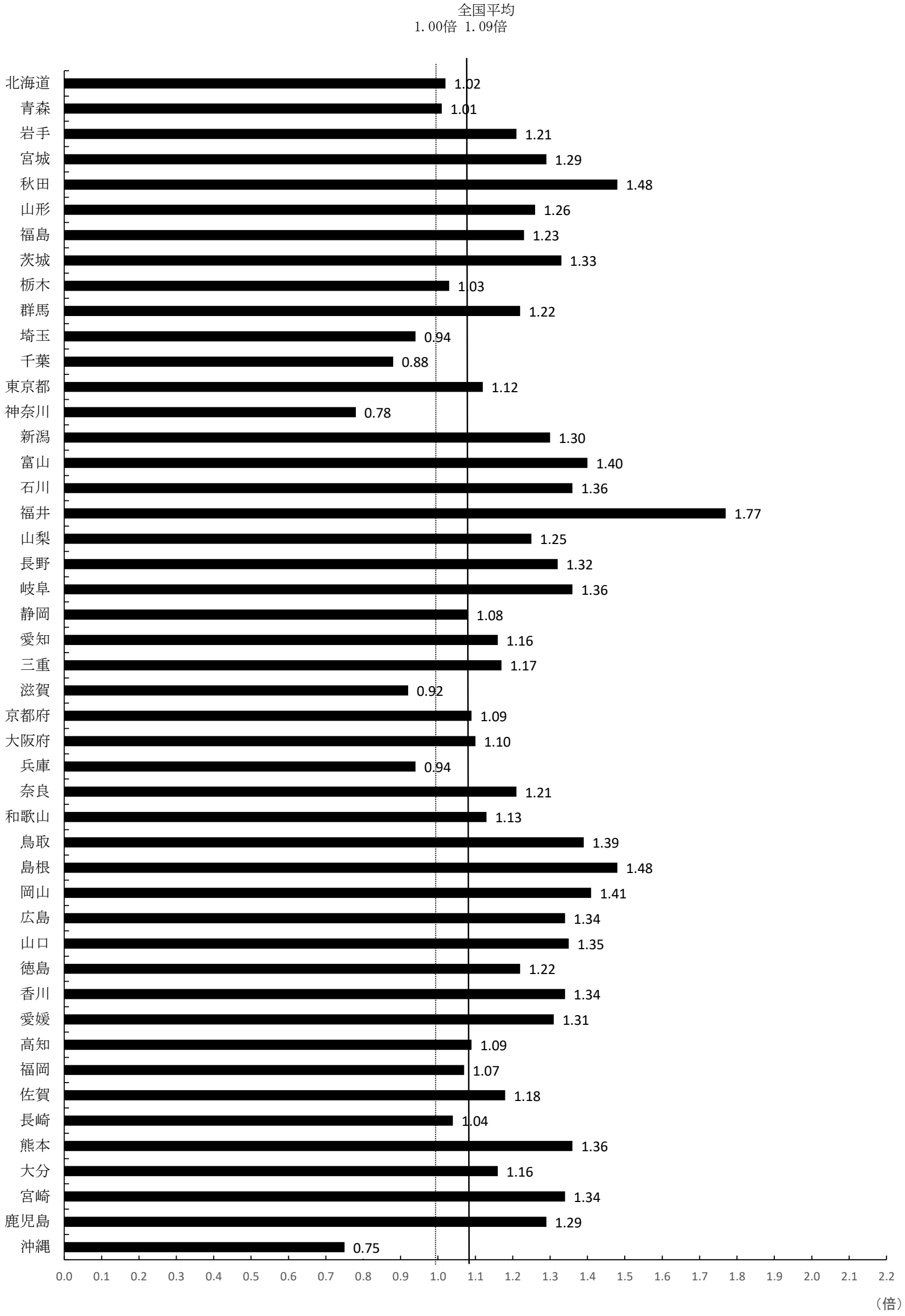

（注）季節調整値計算（季節調整値替え）は、毎年過去1年分のデータが揃う年初に行われ、季節調整済系列が改定される。

前月との比較（令和３年５月）

有効（求人・求職・求人倍率）

	５　月	前月比（%、ポイント）
有効求人	33,006　人	1.4 %
有効求職	27,044　人	▲ 1.0 %
有効求人倍率	1.22	0.03 P

数値はすべて季節調整値

新規（求人・求職・求人倍率）

	５　月	前月比（%、ポイント）
新規求人	11,596　人	▲ 5.7 %
新規求職	5,607　人	▲ 12.2 %
新規求人倍率	2.07	0.14 P

数値はすべて季節調整値

産業別新規求人数（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移
（新産業分類）

群馬労働局職業安定部職業安定課

	全産業 (%)	建設業 (%)	製造業 (%)	情報通信業 (%)	運輸業，郵便業 (%)	卸売・小売業 (%)	宿泊業，飲食サービス業 (%)	医療・福祉 (%)	サービス業 (%)
３年5月	10.9	▲ 2.8	51.6	▲ 12.3	13.5	20.0	87.2	▲ 5.2	12.0
３年4月	11.1	19.4	36.8	20.2	4.5	22.6	▲ 12.1	6.9	▲ 12.5
３年3月	▲ 8.3	31.2	16.7	▲ 31.4	▲ 7.4	▲ 44.8	5.5	▲ 4.1	14.9
３年2月	▲ 18.5	2.4	▲ 22.9	▲ 26.1	▲ 28.9	▲ 10.8	▲ 33.7	▲ 19.3	▲ 19.3
３年1月	▲ 1.6	16.7	10.1	▲ 29.6	▲ 28.2	8.0	▲ 40.7	0.4	▲ 18.0
２年12月	▲ 21.7	13.0	▲ 17.6	▲ 5.3	▲ 42.6	▲ 48.8	23.8	▲ 9.8	▲ 9.9
２年11月	▲ 17.0	▲ 1.0	▲ 22.7	▲ 41.7	▲ 33.0	▲ 13.9	▲ 38.4	▲ 11.9	▲ 15.5
２年10月	▲ 14.2	25.3	▲ 14.1	1.0	▲ 24.4	▲ 29.6	▲ 45.1	▲ 4.8	▲ 20.9
２年9月	▲ 13.8	24.6	▲ 30.2	▲ 19.8	▲ 25.2	▲ 11.8	▲ 42.8	▲ 6.4	▲ 14.2
２年8月	▲ 35.3	4.0	▲ 37.2	▲ 50.7	▲ 38.9	▲ 71.9	▲ 42.4	▲ 11.7	▲ 36.7
２年7月	▲ 16.1	19.5	▲ 36.6	▲ 29.9	▲ 33.5	1.8	▲ 35.0	▲ 9.8	▲ 26.5
２年6月	▲ 19.3	19.7	▲ 31.2	▲ 9.5	▲ 40.9	▲ 25.1	▲ 39.8	▲ 10.6	▲ 30.4
２年5月	▲ 40.2	8.7	▲ 42.3	▲ 1.9	▲ 32.9	▲ 77.6	▲ 65.4	▲ 17.7	▲ 31.2
２年4月	▲ 19.6	15.2	▲ 40.7	▲ 13.4	▲ 32.6	▲ 12.4	▲ 45.8	▲ 12.0	▲ 15.7
２年3月	2.4	▲ 8.4	▲ 20.7	22.9	▲ 14.0	72.3	▲ 15.4	5.8	▲ 32.9
２年2月	▲ 15.8	▲ 6.2	▲ 16.6	▲ 14.2	13.7	▲ 58.8	▲ 0.7	8.2	▲ 12.7
２年1月	▲ 18.9	▲ 10.7	▲ 31.5	▲ 4.2	▲ 2.2	▲ 38.3	▲ 16.8	▲ 10.6	▲ 14.0
元年12月	17.3	▲ 13.3	▲ 3.3	0.9	19.7	103.9	▲ 23.3	11.6	▲ 14.8
元年11月	▲ 14.6	17.7	▲ 13.7	4.9	▲ 11.0	▲ 60.6	5.8	12.2	▲ 6.2
元年10月	▲ 6.3	▲ 9.3	▲ 26.2	▲ 11.5	20.8	▲ 18.3	14.5	▲ 3.8	2.8
元年9月	1.3	▲ 8.0	▲ 6.8	49.3	▲ 8.6	11.3	▲ 0.4	17.1	▲ 22.6
元年8月	5.2	7.8	▲ 8.6	8.1	▲ 20.9	67.3	▲ 0.1	▲ 3.3	▲ 8.9
元年7月	▲ 8.6	▲ 19.1	▲ 5.6	10.4	▲ 3.9	▲ 34.2	30.1	▲ 5.0	▲ 7.5
元年6月	4.7	▲ 10.7	▲ 17.4	▲ 5.4	7.1	33.6	1.7	8.9	3.2

※「製造業」のうち、主な業種別（学卒を除きパートを含む）前年同月比･増減率の推移
（新産業分類）

	【製造業全体】 (%)	食　料　品 (%)	プラスチック製品 (%)	金　属　製　品 (%)	はん用機械器具製造業 (%)	生産用機械器具製造業 (%)	業務用機械器具製造業 (%)	電気機械器具 (%)	輸送用機械器具 (%)
３年5月	51.6	27.2	68.3	47.2	53.5	31.9	170.0	19.4	62.5
３年4月	36.8	87.4	43.8	0.0	12.9	54.4	22.9	▲ 2.8	74.5
３年3月	16.7	2.8	32.8	50.0	41.2	▲ 9.5	▲ 25.0	43.5	12.7
３年2月	▲ 22.9	▲ 52.2	▲ 24.6	▲ 17.4	36.0	▲ 17.4	▲ 14.3	▲ 24.9	14.9
３年1月	10.1	40.2	2.5	▲ 3.0	16.4	13.3	▲ 32.2	7.3	10.9
２年12月	▲ 17.6	▲ 22.0	▲ 2.4	11.0	▲ 16.0	▲ 59.9	▲ 25.9	▲ 16.6	▲ 16.2
２年11月	▲ 22.7	▲ 46.5	▲ 22.9	0.0	▲ 42.7	▲ 32.4	▲ 28.9	▲ 20.7	▲ 1.9
２年10月	▲ 14.1	▲ 2.7	▲ 16.1	▲ 19.6	▲ 53.9	6.6	5.9	▲ 27.1	3.7
２年9月	▲ 30.2	▲ 35.2	▲ 14.9	▲ 8.2	▲ 25.5	▲ 45.7	▲ 56.9	▲ 27.6	▲ 36.5
２年8月	▲ 37.2	▲ 35.0	▲ 34.3	▲ 10.2	▲ 57.3	▲ 57.0	▲ 50.9	▲ 49.0	▲ 20.4
２年7月	▲ 36.6	▲ 27.8	▲ 33.5	▲ 35.9	▲ 59.6	▲ 35.7	45.8	▲ 7.9	▲ 51.4
２年6月	▲ 31.2	▲ 9.2	▲ 29.6	▲ 58.3	▲ 13.2	▲ 47.6	▲ 62.7	▲ 48.6	▲ 46.5
２年5月	▲ 42.3	▲ 50.7	▲ 38.0	▲ 18.9	▲ 34.3	▲ 46.6	▲ 61.5	▲ 42.2	▲ 39.4
２年4月	▲ 40.7	▲ 39.3	▲ 59.0	▲ 35.7	▲ 30.8	▲ 28.4	0.0	▲ 19.0	▲ 54.9
２年3月	▲ 20.7	▲ 23.0	▲ 29.0	▲ 29.1	▲ 5.6	▲ 16.8	28.0	▲ 42.9	▲ 15.4
２年2月	▲ 16.6	▲ 14.8	▲ 9.1	▲ 0.4	▲ 25.9	▲ 36.7	▲ 34.7	24.7	▲ 22.3
２年1月	▲ 31.5	▲ 42.0	▲ 30.9	▲ 46.8	6.7	4.3	47.5	▲ 43.6	▲ 46.5
元年12月	▲ 3.3	10.2	21.0	▲ 18.0	16.8	31.7	28.6	▲ 8.8	▲ 6.7
元年11月	▲ 13.7	▲ 5.0	▲ 24.6	▲ 18.1	▲ 26.7	48.0	▲ 28.3	▲ 4.0	▲ 14.9
元年10月	▲ 26.2	▲ 30.8	▲ 19.1	▲ 36.1	▲ 12.4	▲ 44.5	▲ 47.7	▲ 6.2	▲ 42.3
元年9月	▲ 6.8	▲ 2.3	▲ 21.0	▲ 9.3	▲ 17.8	50.0	71.1	▲ 16.6	▲ 0.6
元年8月	▲ 8.6	5.1	▲ 39.1	▲ 4.3	▲ 10.8	37.2	32.5	5.6	▲ 11.6
元年7月	▲ 5.6	▲ 4.8	▲ 18.0	▲ 4.7	24.5	▲ 19.2	▲ 59.3	6.5	7.3
元年6月	▲ 17.4	▲ 19.7	▲ 12.0	▲ 4.3	▲ 8.6	1.6	21.4	▲ 14.3	▲ 35.6

群馬労働局職業安定部職業安定課

令和3年度　新規求職者（常用）の態様別内訳（パートを除く）

	3年4月		3年5月		3年6月		3年7月		3年8月		3年9月		3年10月		3年11月		3年12月		4年1月		4年2月		4年3月		3年度計	
	当　月	前年比	当　月	前年比	当　月	前年比	当　月	前年比	当　月	前年比	当　月	前年比	当　月	前年比	当　月	前年比	当　月	前年比	当　月	前年比	当　月	前年比	当　月	前年比	計	前年比
新規求職者数	4,492	2.2	3,463	▲ 6.6																					7,955	▲ 83.2
うち在職者	1,293	25.7	1,198	23.4																					2,491	▲ 83.8
うち離職者	2,921	▲ 7.7	2,081	▲ 18.8																					5,002	▲ 83.0
うち事業主都合	992	▲ 10.1	587	▲ 42.1																					1,579	▲ 84.8
うち自己都合	1,758	▲ 5.9	1,379	▲ 5.0																					3,137	▲ 82.4

○ 参　考

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比
新規求職者	60,715	▲ 5.2	77,622	27.8	83,535	7.6	77,001	▲ 7.8	72,924	▲ 5.3	68,236	▲ 6.4	61,822	▲ 9.4	56,883	▲ 8.0	53,479	▲ 6.0	50,153	▲ 6.2	47,310	▲ 5.7	44,798	▲ 5.3	45,845	2.3	47,432	3.5
うち在職者	15,391	▲ 0.8	18,837	22.4	17,133	▲ 9.0	20,030	16.9	18,604	▲ 7.1	20,178	8.5	20,586	2.0	20,625	0.2	19,927	▲ 3.4	19,482	▲ 2.2	18,862	▲ 3.2	18,024	▲ 4.4	17,531	▲ 2.7	15,412	▲ 12.1
うち離職者	40,802	▲ 6.3	53,907	32.1	60,589	12.4	49,625	▲ 18.1	45,199	▲ 8.9	41,948	▲ 7.2	36,007	▲ 14.2	31,608	▲ 12.2	29,481	▲ 6.7	27,123	▲ 8.0	25,266	▲ 6.8	23,958	▲ 5.2	25,686	7.2	29,463	14.7
うち事業主都合	10,099	5.4	21,958	117.4	29,246	33.2	18,625	▲ 36.3	17,412	▲ 6.5	15,734	▲ 9.6	11,742	▲ 25.4	9,230	▲ 21.4	8,293	▲ 10.2	7,310	▲ 11.9	6,342	▲ 13.2	5,845	▲ 7.8	6,700	14.6	10,417	55.5
うち自己都合	27,942	▲ 10.0	28,888	3.4	27,478	▲ 4.9	27,397	▲ 0.3	24,860	▲ 9.3	23,849	▲ 4.1	22,391	▲ 6.1	20,784	▲ 7.2	19,682	▲ 5.3	18,462	▲ 6.2	17,630	▲ 4.5	16,864	▲ 4.3	17,724	5.1	17,806	0.5

正社員の有効求人倍率

項目／年月	正社員の有効求人数（Ａ）	常用有効求職者数（パートを除く）（Ｂ）	正社員の有効求人倍率（原数値）（Ａ/Ｂ）	前年同月差（ポイント）	全国：正社員有効求人倍率（原数値）	全国：正社員有効求人倍率（季節調整値）
３１年４月	18,141	15,238	1.19	0.04	1.08	1.16
元年５月	17,556	14,960	1.17	▲ 0.02	1.07	1.17
元年６月	17,629	14,834	1.19	▲ 0.02	1.10	1.18
元年７月	17,674	15,112	1.17	▲ 0.03	1.12	1.17
元年８月	17,644	15,011	1.18	▲ 0.05	1.13	1.16
元年９月	18,005	14,976	1.20	▲ 0.07	1.14	1.15
元年１０月	18,026	15,060	1.20	▲ 0.05	1.15	1.13
元年１１月	17,976	14,510	1.24	▲ 0.04	1.18	1.11
元年１２月	17,540	14,078	1.25	▲ 0.07	1.21	1.09
２年１月	17,528	14,639	1.20	▲ 0.12	1.13	1.05
２年２月	17,815	15,259	1.17	▲ 0.12	1.08	1.03
２年３月	17,545	15,698	1.12	▲ 0.14	1.02	1.01
２年４月	16,134	15,723	1.03	▲ 0.16	0.92	0.99
２年５月	14,262	15,570	0.92	▲ 0.25	0.84	0.91
２年６月	14,158	16,668	0.85	▲ 0.34	0.81	0.88
２年７月	14,321	17,566	0.82	▲ 0.35	0.79	0.84
２年８月	14,438	17,992	0.80	▲ 0.38	0.78	0.80
２年９月	14,862	18,242	0.81	▲ 0.39	0.78	0.79
２年10月	15,604	18,293	0.85	▲ 0.35	0.80	0.78
２年11月	15,818	17,643	0.90	▲ 0.34	0.83	0.77
２年12月	15,520	16,581	0.94	▲ 0.31	0.86	0.77
３年１月	15,624	16,552	0.94	▲ 0.26	0.87	0.79
３年２月	15,829	16,763	0.94	▲ 0.23	0.87	0.82
３年３月	16,549	17,819	0.93	▲ 0.19	0.85	0.84
３年４月	16,074	17,840	0.90	▲ 0.13	0.81	0.88
３年５月	15,575	17,234	0.90	▲ 0.02	0.82	0.90

◎正社員有効求人倍率の説明

１．算出方法

$$\frac{\text{正社員の月間有効求人数（A）}}{\text{パートタイムを除く常用の月間有効求職者数（B）}} = \text{正社員有効求人倍率}$$

（注）分母の「パートタイムを除く常用の有効求職者数」には派遣労働者や契約社員を希望する求職者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。

２．正社員求人は、現在のシステムでは産業別の求人数データの出力など、各種増減を比較できる基礎データがないために、記者発表の際に配付している「参考資料」のようなコメントや、月々の倍率の増減についての説明は、大変申し訳ありませんができませんので御了承願います。

有効求人倍率（原数値）

	２年５月	２年６月	２年７月	２年８月	２年９月	２年10月	２年11月	２年12月	３年１月	３年２月	３年３月	３年４月	３年５月
群馬県	1.22	1.09	1.07	1.05	1.07	1.11	1.18	1.24	1.27	1.27	1.22	1.14	1.12
前　橋	1.08	1.05	1.09	1.05	1.05	1.09	1.17	1.22	1.25	1.23	1.16	1.04	1.00
高　崎	1.85	1.56	1.56	1.55	1.63	1.69	1.78	1.82	1.84	1.75	1.63	1.53	1.42
安　中	0.97	0.78	0.73	0.72	0.75	0.78	0.88	1.01	1.13	1.21	1.25	1.32	1.26
桐　生	0.89	0.86	0.85	0.84	0.89	0.91	0.94	1.07	1.11	1.14	1.12	1.07	1.08
伊勢崎	1.13	0.97	0.90	0.90	0.88	0.94	0.98	1.10	1.15	1.19	1.17	1.05	1.05
太　田	0.92	0.77	0.74	0.73	0.72	0.72	0.82	0.88	0.94	1.02	0.96	0.90	0.92
館　林	1.39	1.23	1.08	1.00	1.05	1.05	1.07	1.17	1.17	1.19	1.16	1.10	1.14
沼　田	1.04	1.00	1.09	1.13	1.29	1.41	1.37	1.08	1.17	1.11	1.09	1.04	1.09
富　岡	2.05	1.77	1.64	1.59	1.59	1.91	1.91	2.06	1.92	1.88	1.82	1.60	1.60
藤　岡	1.14	1.04	1.00	0.96	0.99	0.99	1.10	1.18	1.26	1.27	1.27	1.16	1.12
渋　川	0.86	0.81	0.85	0.89	0.87	0.82	0.90	0.92	0.94	0.90	0.87	0.81	0.82
中之条	1.33	1.22	1.41	1.47	1.42	1.51	1.51	1.47	1.32	1.47	1.53	1.53	1.71

（一般＋パート）

新規求人倍率（原数値）

	２年５月	２年６月	２年７月	２年８月	２年９月	２年10月	２年11月	２年12月	３年１月	３年２月	３年３月	３年４月	３年５月
群馬県	1.64	1.44	1.68	1.79	1.88	1.90	2.10	2.22	1.96	1.88	1.71	1.42	1.82
前　橋	1.60	1.44	1.82	1.58	1.73	1.99	2.20	1.96	2.06	1.68	1.48	1.40	1.50
高　崎	2.59	1.97	2.42	2.64	2.65	2.75	3.29	2.84	2.52	2.55	1.96	1.88	2.12
安　中	1.27	0.80	1.28	1.47	1.19	1.30	1.83	2.25	1.92	1.85	1.87	1.70	1.85
桐　生	1.16	1.21	1.45	1.32	1.79	1.56	1.21	2.62	1.66	1.63	1.91	1.39	1.61
伊勢崎	1.13	1.28	1.36	1.37	1.73	1.75	1.89	2.48	1.92	1.76	1.80	1.19	1.71
太　田	1.29	0.95	1.07	1.26	1.19	1.08	1.45	1.83	1.34	1.55	1.36	1.05	1.42
館　林	1.78	1.65	1.64	1.96	2.17	1.84	2.28	2.64	2.08	2.00	2.01	1.62	2.23
沼　田	1.22	1.82	1.92	2.14	2.94	2.29	1.75	1.25	2.32	1.42	1.77	1.59	1.68
富　岡	3.49	1.56	2.00	3.22	1.84	3.50	3.14	2.24	2.64	3.23	1.58	1.74	3.84
藤　岡	1.61	1.48	1.47	1.65	2.02	1.57	1.93	2.91	1.98	1.84	2.13	1.25	1.55
渋　川	1.14	1.29	1.43	1.31	1.47	1.25	1.59	1.66	1.36	1.19	1.43	0.92	1.30
中之条	1.94	1.78	2.46	2.71	2.58	2.80	2.41	1.36	1.52	2.78	1.63	1.71	3.74

（一般＋パート）

就業地別求人数

就業地別有効求人倍率（季節調整値）　**１．３１倍**　2か月連続の増加

就業地別新規求人倍率（季節調整値）　**２．２６倍**　２か月ぶりの増加（前月比）

求人数の推移（原数値）

	新規求人数	前年同月比	有効求人数	前年同月比	新規求人倍率（季節調整値）	有効求人倍率（季節調整値）
令和2年5月	11,463	▲ 21.7	32,867	▲ 20.7	2.17	1.48
6月	11,445	▲ 20.7	31,772	▲ 23.8	1.68	1.32
7月	11,155	▲ 21.0	32,224	▲ 22.5	1.76	1.27
8月	11,538	▲ 21.3	32,144	▲ 22.1	2.00	1.21
9月	12,070	▲ 15.5	32,824	▲ 21.0	2.02	1.20
10月	12,345	▲ 20.0	34,345	▲ 18.4	1.99	1.22
11月	12,587	▲ 12.9	35,031	▲ 16.4	2.10	1.22
12月	11,219	▲ 16.5	34,374	▲ 16.3	2.09	1.22
1月	12,679	▲ 5.8	34,811	▲ 12.8	1.94	1.26
2月	12,806	▲ 17.5	35,293	▲ 14.6	1.99	1.26
3月	13,173	▲ 0.3	36,481	▲ 10.3	2.00	1.25
4月	11,908	3.9	35,194	▲ 3.7	1.88	1.29
令和3年5月	11,512	0.4	33,698	2.5	2.26	1.31

新規求人数（原数値）は２か月連続の増加（前年同月比）

有効求人数（原数値）は１７か月ぶりの増加（前年同月比）

産業別新規求人数

新規求人数		5月	前年同月比	前年同月差	備　考
産業計		11,512	0.4	49	２か月連続の増加
主な産業	建設業	984	13.5	117	１２か月連続の増加
	製造業	1,816	46.2	574	３か月連続の増加
	情報通信	97	4.3	4	２か月連続の増加
	運輸業	624	12.0	67	２か月連続の増加
	卸売・小売	1,304	▲ 15.3	▲ 235	２か月ぶりの減少
	飲食・宿泊	765	32.4	187	２か月ぶりの増加
	医療・福祉	3,402	▲ 20.3	▲ 869	２か月ぶりの減少
	サービス	1,095	14.9	142	２３か月ぶりの増加
製造業内訳		5月	前年同月比	前年同月差	備考
主な内訳	食料品	275	29.1	62	３か月連続の増加
	プラスチック	175	71.6	73	３か月連続の増加
	金属製品	217	43.7	66	３か月連続の増加
	はん用機械器具	112	55.6	40	５か月連続の増加
	生産用機械器具	70	34.6	18	２か月連続の増加
	業務用機械器具	54	134.8	31	２か月連続の増加
	電気機械器具	112	9.8	10	３か月連続の増加
	輸送用機械器具	378	60.2	142	５か月連続の増加

令和３年　春闘　各機関別賃上げ集計状況

【連　合】

	平成28年	平成29年	平成30年	2019年	2020年	2021年	昨年同時期
全体	2.00% 5,779円	1.98% 5,712円	2.07% 5,934円	2.07% 5,997円	1.90% 5,506円	（6月4日公表） 1.79% 5,233円	（昨年6月5日） 1.90% 5,536円
300人未満	1.81% 4,340円	1.87% 4,490円	1.99% 4,840円	1.94% 4,765円	1.81% 4,464円	（6月4日公表） 1.74% 4,331円	（昨年6月5日） 1.81% 4,512円

【経 団 連】

	平成28年	平成29年	平成30年	2019年	2020年	2021年	昨年同時期
500人以上	2.27% 7,497円	2.34% 7,755円	2.53% 8,539円	2.43% 8,200円	2.12% 7,096円	（５月28日公表） 1.82% 6,040円	（昨年５月21日） 2.17% 7,297円
500人未満	1.83% 4,651円	1.81% 4,586円	1.89% 4,804円	1.89% 4,815円	1.70% 4,371円	（6月11日公表） 1.72% 4,444円	（昨年6月12日） 1.72% 4,471円

【厚生労働省】

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
主要企業	2.14% 6,639円	2.11% 6,570円	2.26% 7,033円	2.18% 6,790円	2.00% 6,286円

〇調査対象
連合　　：「全体」は、規模計。「３００人未満」は、全体の内数。
経団連　　：「500人以上」は、原則として東証１部上場。
厚生労働省　：「主要企業」は、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって、
労働組合のあるもの。

群馬労働局労働基準部賃金室作成

資料 No. 4

経済財政運営と改革の基本方針 2021

（令和３年６月 18 日閣議決定）

＜関係部分抜粋＞

第１章　新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

１．経済の現状と課題

（当面の経済運営の課題）

今後とも、感染拡大防止に全力を尽くし、機動的なマクロ経済運営によって事業や雇用、国民生活を支えながら、医療提供体制の強化やワクチン接種を促進していく。こうした取組が経済活動を拡大するための確固たる基盤となり、感染症を乗り越えて、更なる需要や成長に向けた投資意欲を呼び起こす。その上で、世界経済の回復ペースが加速していることを踏まえ、デフレに決して戻さないとの強い決意の下、外需を取り込みながらあらゆる政策を総動員して経済回復を確実なものとしていく。雇用を確保しつつ成長分野への円滑な労働移動を促進するとともに、賃上げモメンタムを維持・拡大し、成長と雇用・所得拡大の好循環を目指したマクロ政策運営を行っていく。

同時に、感染症により厳しい影響を受けた女性や非正規雇用の方々、生活困窮者、孤独・孤立状態にある方々などへのきめ細かい支援を継続し、コロナ禍が格差の拡大・固定化につながらないよう、目配りの効いた政策運営を行っていく。

４．感染症の克服と経済の好循環に向けた取組

（１）感染症に対し強靱で安心できる経済社会の構築

（略）

ワクチンについて、感染症の発症を予防し、死亡者・重症者の発生をできる限り減らすため、医療従事者等への接種を進め、大規模接種も活用して、希望する高齢者への接種を本年７月末を念頭に完了させる。また、希望する全ての対象者への接種を本年 10 月から 11 月にかけて終えることを目指す。引き続き、効果的な治療法、国産治療薬の研究開発・実用化の支援及び国産ワクチンの研究開発体制・生産体制の強化を進めるとともに、新たな感染症に備え、国内のワクチン開発・生産体制の強化のため、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」を着実に推進する。そのために必要な取組の財源を安定的に確保する。

（略）

（２）経済好循環の加速・拡大

日本経済をデフレに後戻りさせず、経済の好循環を加速・拡大させるため、まずは感染症の厳しい経済的な影響に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を躊躇なく講じ、事

業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期す。その上で、民需主導の自律的な経済回復の実現に向け、技術革新・イノベーションを起こしつつ、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に喚起しながら、新分野への展開等の事業者の前向きな取組や、人材への投資、成長分野への円滑な労働移動を強力に推進するなど守りから攻めの政策へと重心を移し、経済全体の生産性を高め、最低賃金の引上げを含む賃金の継続的な上昇を促す。世界経済が回復していく中で、国際経済連携を強化しつつ、中小企業の輸出や農水産物輸出の振興、インバウンドの再生、航空・空港・海事関連といった国際交通を支える企業の経営基盤強化等を通じて、外需を日本の成長に取り込んでいく。また、ワクチンの接種証明について、不当な差別につながらないこと等に留意しつつ、速やかに検討を進め、成案を得る。

事業者への支援については、感染拡大防止の局面では、引き続き、営業時間短縮要請等に応じる事業者に対する規模に応じた協力金のできる限り迅速な支給や当面本年末まで継続する政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等により事業継続を支える。また、特に深刻な影響を受けている事業者に対し、資本性資金を通じた財務基盤の強化を着実に実行する。同時に、感染防止対策やテレワークを含む感染リスクの低いビジネスモデルへの転換を図る投資等の取組を重点的に支援するとともに、ポストコロナの新しい経済に対応する事業再構築やデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）に向けた企業の挑戦に対し、補助金や税制、金融支援の着実な実行を通じて強力に後押しする。感染状況が落ち着いている地域では、感染防止対策を徹底した上で、まずは県内観光の割引事業等の支援により、感染症により甚大な影響を受けた需要の回復を図る。

雇用と生活への支援として、雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、在籍型出向を通じた雇用確保を支援する助成の活用促進やマッチング支援の強化、感染症の影響による離職者のトライアル雇用への助成等によるグリーン・デジタル、介護・障害福祉等の成長分野や人手不足分野への円滑な労働移動や、セーフティネットとしての求職者向けの支援、働きながら学べる環境の整備、リカレント教育等の人的投資支援を強力に推進する。雇用保険について、これらの施策を適切に講じ、セーフティネット機能を十分に発揮できるよう、その財政運営の在り方を検討する。非正規雇用労働者など感染症のより厳しい影響を受け、生活に困窮する方々に対しては、住まいの確保を含め生活を下支えする重層的なセーフティネットによる支援に万全を期すとともに、デジタル分野等の新たなスキルの習得に向けた職業訓練の強化等を通じ自立を支援する。女性を中心とする自殺者の増加に対するＳＮＳを含むきめ細かい相談支援のほか、望まない孤独・孤立を抱える方々に対する民間団体等を通じた寄り添い型の支援を引き続き強力に後押しする。

引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

第２章　次なる時代をリードする新たな成長の源泉～４つの原動力と基盤づくり～

３．日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生を展開し、東京一極集中を是正する。活力ある地方を創り、地方の所得を引き上げ、日本全体を元気にしていく。

（１）地方への新たな人の流れの促進

地方の中小企業等への就業、就農、事業承継、起業等をきっかけとして、地方をフロンティアと捉える都市部人材が地方に移住・定着できるよう取り組む。このため、地域経済活性化支援機構の人材リストを早期に１万人規模へ拡充しつつ、地銀等の人材仲介機能を強化し、地域活性化起業人制度等と連携する。地域おこし協力隊等を充実させ、地方自治体の移住支援体制を強化する。地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィスの整備・利用促進、立地円滑化を推進する。

関係人口の拡大に向けて、ふるさと納税等の地域の取組を後押しする。多様な二地域居住・多拠点居住を促進するため、保育・教育等の住民票・居住地と紐づいたサービスの提供や個人の負担の在り方を整理・検討し、地方自治体向けのガイドラインを本年度中に策定するとともに、空き家・空き地バンクの拡大・活用等を推進する。

（２）活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出

感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。支援策の申請手続の電子化、支援機関や専門家の見える化、民間の支援ビジネスとの連携による経営支援体制の整備を行う。デジタル等の無形資産投資、ＥＣ活用や信用供与等を通じた輸出などの海外展開の促進や人材の確保・育成等により、中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業等の創出を促す。また、地域の女性起業家、社会起業家等を支援するとともに、中小企業等の事業承継・再生の円滑化のための環境を整備すること等により、地域コミュニティの持続的発展を支援する。こうした中小企業支援策について効果的・効率的に行うとともに、中小企業への周知の強化を図る。

下請中小企業における労務費等の上昇を取引価格に円滑に転嫁できるよう、大企業と中小企業のパートナーシップ構築を推進するとともに、特定の期間を設定して下請取引の特別調査を行うこと等により下請取引の価格交渉を推進する。あわせて、官公需において労務費の円滑な価格転嫁を図るため、官公庁が最低賃金額の改定を踏まえて契約金額に関して必要な確認を行う措置を適切に講ずる。

（３）賃上げを通じた経済の底上げ

民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績[52]を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

また、本年４月に中小企業へ適用が拡大した「同一労働同一賃金」に基づき、非正規雇用の処遇改善を推進するとともに、非正規雇用の正規化を支援する。

（４）観光・インバウンドの再生

観光関連産業は約 900 万人が従事し、地方を支えている。我が国の自然、気候、文化、食といった魅力は失われておらず、観光立国実現に官民一丸で取り組む。

Ｇｏ Ｔｏトラベル事業は、今後の感染状況等を踏まえて取扱いを判断することとし、宿泊施設・観光地等での感染拡大防止策を徹底した上で、地域観光事業支援を実施する。ワーケーションや休暇取得促進等により旅行需要平準化を図り、混雑を低減させる。

観光客が戻るまでの時間を活用し、観光業や観光地の再生のため、宿泊施設や飲食、土産物店等の施設改修や廃屋撤去、経営力底上げやＤＸ推進等による収益性・生産性向上、金融機関等と連携した宿泊施設再生、地方自治体等の観光施設への民間活力導入等に取り組む。

地域内の縦割りを超えた観光業と異業種の連携によるコンテンツ造成や、デジタル技術も活用した観光資源の磨き上げ、スノーリゾート整備や国立公園の滞在環境上質化、古民家等の歴史的資源の面的活用、文化観光拠点等の整備や三の丸尚蔵館の美術品等の地方展開等を進める。日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。

多言語表記やバリアフリー、ＣＩＱ等の受入環境整備、観光地への交通の充実、上質なサービスを求める観光客誘致のための取組を進める。国内外の感染状況等を見極めながら、小規模分散型パッケージツアーの試行等により、安心・安全な旅行環境整備を目指す。

ＩＲ整備は、厳格なカジノ規制の実施を含め、所要の手続を着実に進める。

---

[52] 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年６月２日閣議決定）において「最低賃金については、年率３%程度を目途として、名目ＧＤＰ成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1000 円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016 年 3.1%、2017 年 3.0%、2018 年 3.1%、2019 年 3.1%と引き上げられている。なお、2020 年は、0.1%の引上げとなった。

第３章　感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

７．経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・ＥＢＰＭ推進

（基本的考え方）

「経済あっての財政」との考え方の下、引き続き、感染症の影響など経済状況に応じた機動的なマクロ経済運営を行うとともに、生産性の向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現、海外需要の取込み等を通じ、デフレ脱却・経済再生に取り組み、実質２％程度、名目３%程度を上回る成長、600 兆円経済の早期実現を目指す。それに向け、ワイズスペンディングの徹底と４つの成長の原動力への予算の重点配分、広く国民各層の意識変革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的部門の産業化、ＰＰＰ／ＰＦＩや共助も含めた資金・人材面での民間活力の最大活用などの歳出改革努力を続けていく。あわせて応能負担の強化などの歳入改革を進めて行く。

第４章　当面の経済財政運営と令和４年度予算編成に向けた考え方

１．当面の経済財政運営について

政府は、決してデフレに戻さないとの決意を持って、経済をコロナ前の水準に早期に回復させるとともに、成長分野で新たな雇用や所得を生み、多様な人々が活躍する「成長と雇用の好循環」の実現を目指す。

当面は、感染症の感染拡大防止に引き続き万全を期す中で、厳しい経済的な影響に対して、雇用の確保と事業の継続、生活の下支えのための重点的・効果的な支援策を講じ、国民の命と暮らしを守り抜く。さらに、グリーン・デジタルなど成長分野への民間需要を大胆に呼び込みながら、人材への投資と円滑な労働移動を強力に進めることにより、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の自律的な成長軌道の実現につなげる。このため、令和２年度第３次補正予算を含む「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び令和３年度予算を迅速かつ適切に執行する。引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、２%の物価安定目標を実現することを期待する。

２．令和４年度予算編成に向けた考え方

① 前述のように、感染症の影響等の経済状況に応じて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行うことにより、経済の下支え・回復に最優先で取り組むとともに、生産性向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現を図る。

② 団塊の世代の 75 歳入りも踏まえ、将来世代の不安を取り除くため、全世代型社会保障改革を進めるとともに、経済・財政一体改革を着実に推進し、社会保障関係費、一般歳出のうち非社会保障関係費、地方の歳出水準について、第３章で定める目安に沿った予算編成を行う。

③ グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの重点的な資源配分（メリハリ付け）を行う。

④ 歳出全般について、徹底したワイズスペンディングを実行するとともに、歳入面での応能負担を強化するなど、歳出・歳入両面の改革を着実に実行していく。

資料No.5

成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ
（令和３年６月 18 日閣議決定）

＜関係部分抜粋＞

成長戦略実行計画

第 10 章 足腰の強い中小企業の構築

１．中小企業の事業継続と事業再構築への支援

今後もコロナ禍の影響を受ける中小企業の事業継続の支援に万全を期すとともに、積極的に事業再構築に取り組む中小企業を支援するため、事業再構築補助金の不断の見直しを図る。

２．中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

中堅企業に成長し、海外で競争できる企業を増やすため、民間支援機関との連携により海外展開するまでの伴走支援を強化する。

中小企業の円滑な事業承継を後押しするとともに、中小企業が M&A の支援を適切に活用できる環境を整備する。具体的には、①事業承継・引継ぎ支援センターの強化や、②簡易な企業価値評価ツールの整備、③M&A 支援機関に係る登録制度や自主規制団体の設立など支援機関の適切な取組を促す仕組みの構築を図る。

ドイツのフラウンホーファー研究機構による強い中小企業群創出のモデルを参考に、既存の研究開発機関の機能強化の検討等を含め、意欲ある中小企業の支援態勢を検討する。

３．大企業と中小企業との取引の適正化

（１）下請取引の適正化

下請業者への取引価格のしわ寄せを防ぐため、監督体制を強化する。また、業界による自主行動計画の策定を加速するとともに、業界だけでなく、個別企業による取組強化についても、コーポレートガバナンスの改善の一環として促進する。

（２）大企業と中小企業の連携促進

大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言について、官民をあげて周知や働きかけを実施し、本年度中に 2,000 社の宣言を目指すとともに、宣言の拡大などを通じ、大企業と中小企業の連携強化を図っていく。

（３）約束手形の利用の廃止

本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、５年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて 60 日以内への短縮化を推進する。さらに、小切手の全面的な電子化を図る。

（４）系列を超えた取引拡大

電子受発注システムの標準化等を通じて、中小企業のみならず発注側企業等も含めたシステムの利用を促進し、中小企業・小規模事業者の系列を超えた取引拡大を促す。

４．地域の中小企業・小規模事業者等への支援

地域の中小企業、小規模事業者等は、地域の雇用のみならず、人口が特に減少している地域社会において地域を支える重要な機能を果たしている。これらの事業者の生産性向上を図りつつ、生活に不可欠な機能の確保を図るため、地方自治体と国が連携して、地域づくりの担い手の創出や、中小企業・小規模事業者等による地域コミュニティを支える取組を強化していく。

５．官民連携による経営支援の高度化

コロナ禍から立ち上がろうとする事業者が、適切な経営支援を受けられるよう、各地域で民間も含む支援機関のネットワークを構築するとともに、個々の支援機関の専門性等の見える化を図る。その一環として、身近な支援機関である中小企業診断士に求められる専門分野の見える化を進める。

成長戦略フォローアップ

はじめに

本成長戦略フォローアップにおいては、以下のとおり、成長戦略実行計画の構成に基づき、これまでの成長戦略の進捗及び新たな取組について記載するものとする。

４．「人」への投資の強化

（３）兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

ⅳ）生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

（略）

③賃金

・民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績[3]を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1,000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

（略）

（６）労働移動の円滑化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

ⅰ）雇用の維持と労働移動の円滑化

・雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく。
・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業でシフト制等の勤務形態で働く労働者が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする。
・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主

[3] 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年６月２日閣議決定）において「最低賃金については、年率３%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1000 円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016 年 3.1%、2017 年 3.0%、2018 年 3.1%、2019 年 3.1%と引上げられている。なお、2020 年は、0.1%の引上げとなった。

が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、産業雇用安定助成金により出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う。
・労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を行う産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化する。
・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者を試行雇用する事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援する。
・職業訓練の訓練期間や訓練内容について、短期間の訓練やオンライン受講を始めとする多様化・柔軟化を行い、利用しやすい制度とするとともに、ハローワークにおいて、離職者、休業者等に職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などを実施する。
・労働移動支援助成金の早期雇入れ支援コースにおいて成長企業へ再就職する場合に助成額の加算を行う。
・労働者協同組合により、多様な就労の機会を創出するとともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進する労働者協同組合法について、円滑な施行を図る。
・スタートアップの経営人材についてヒアリングやアンケート調査を実施するとともに、2021 年度は、スタートアップの成長に寄与する人材を効率的・効果的にマッチングする好連携の創出を支援し、またその中で得られた知見や事例を成果として取りまとめて公表することで、民間市場で広く成果が活用され、スタートアップへの人材流動の大規模化かつ加速化を目指す。

９．足腰の強い中小企業の構築

（１）中小企業の事業継続と事業再構築への支援

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

ⅰ）事業継続（事業承継・引継ぎ・再生等）の支援

・事業承継･引継ぎ支援センターによる事業承継･引継ぎのワンストップ支援が 2021 年４月から開始されたことを契機に、本センターの人材強化や域内外の民間事業者等との連携強化を行うとともに、2021 年度及び 2022 年度に事業承継診断を抜本的に見直し、これを通じたプッシュ型事業承継支援や後継者不在の中小企業と他者とのマッチング等による事業承継・引継ぎの一体的な支援を強化する。
・法人版・個人版事業承継税制や中小企業の経営資源の集約化に資する税制の活用促進も含め、新型コロナウイルス感染症の影響下においても円滑な事業承継・引継ぎが進むよう、M&A を含む事業承継について集中的な広報を実施する。
・2021 年度から、定期的な情報交換や研修、優良事例の横展開等を通じて、事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会を連携させ、スポンサー型再生を円滑に実施する体制を各地域に整備する。
・事業承継や事業引継ぎに伴う転廃業に必要となる費用の支援に加え、M&A を追求してもなお転廃業を選択せざるを得ない場合に早期に専門的な相談や支援が受けられるよう、専門機関等と連携しつつ、経営資源の引継ぎへの事業承継・引継ぎ支援センターによる切れ目のない支援を行う。
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援のため、中小企

業再生支援協議会において、窓口相談、既往債務に係る最長１年間の元金返済猶予要請、並びに既往債務に新規融資を含めた関係金融機関調整の上での資金繰り計画の策定支援（新型コロナ特例リスケジュール支援）を行う。
・中小企業再生支援協議会において、事業者の希望に応じて事業再生支援専門家を紹介する取組を 2021 年度中に開始する。また、事業再生支援体制の強化に向け、事業再生支援の専門家育成等を検討する。
・経営者保証に依存しない融資の促進を図るため、中小事業者や金融機関等に対する「経営者保証に関するガイドライン」や「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」等の周知を引き続き行う。また、金融機関の経営者保証徴求に関するデータ等の活用や事業者の経営者保証に関するニーズに対する円滑な支援が実施できるように、事業承継・引継ぎ支援センター内の業務フローの見直し等を行い、事業承継・引継ぎ支援センターと外部機関等との連携を一層強化する。

ⅱ）事業再構築への支援
・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中小企業の設備投資・IT 導入・販路開拓等を支援する中小企業生産性革命推進事業について、生産性の向上に加え、感染拡大の抑制を図るビジネスについて重点的に支援を行う。このうち、ものづくり補助金においては付加価値額年率 3.0%増、IT 導入補助金においては、労働生産性年率 3.0%増を達成する事業計画の策定を引き続き求める。
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関が継続的に伴走支援を実施すること等を条件に信用保証料を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」等により、中小企業者の経営支援等を進める。
・日本政策金融公庫等が、新分野展開、業態転換等に向けた設備投資の適用利率を引き下げ、事業再構築等に必要な資金繰りを支援する。
・地域金融機関と政府系金融機関、官民連携ファンド等において、資本性劣後ローンの積極的な活用を含め資本性資金の供給を推進する。
・引き続き、DBJ の特定投資業務等を活用して、地域金融機関等との共同ファンド等を通じたノウハウの共有や人材育成等を行うとともに、事業承継ファンドへの LP 出資等を行うことで、地域の中堅・中小企業の事業転換・事業承継等による成長を促進する。
・株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が新型コロナウイルス感染症の影響で財務基盤が悪化した地域の主たる中堅・中小企業等の経営改善等のため、事業再生の枠組みを活用した支援や地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給等を進める。
・地方の中堅企業等による都市部の若者人材の採用を促進するため、採用戦略の策定からデジタル求人ツールの活用、リモート面接の実施までの一連の採用プロセスにおける最適な手法を 2021 年に実証した上で、得られる結果も踏まえて、都市から地方への人材マッチング市場の拡大に向けた普及策を講ずる。
・新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、地域の中小企業・小規模事業者の成長・生産性向上と地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築の両立に向け、「先導的人材マッチング事業」を継続するほか、2020 年度にトライアル実施している「事業者支援ノウハウ共有サイト」の本格稼働や、「Re:ing/SUM（Regional Banking Summit）」における地域金融機関の特徴的な事例の発掘等を通じて、事業者支援体制を強化する。
・買い物弱者対策や高齢者見守りなど、地域住民にとって必要不可欠なサービスを

持続的に提供するため、2021 年度中に地域内外の組織が連携する体制構築の検討を深めた上で、全国で新たに 10 程度の連携体制を構築するとともに、複数の地域に共通する地域・社会課題を抽出し、ビジネスの手法を活用してその解決を図る取組を促進する。
・事業者支援を全国でかつ同時に進めるため、関係省庁において AI や ICT を活用した能率的で効果的な支援の方法や業種等ごとの共通的で典型的な事業再生の手法等の研究を行う。
・地域の核となる企業・産業の育成を推進するため、地域金融機関による地域の創業・事業展開・事業承継の支援を促す。

（２）中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

ⅰ）中堅・中小企業の海外展開支援

（販路開拓支援・人材・金融面の支援）

・新型コロナウイルス感染症拡大のため海外との販売チャネル作り等が難しくなっていることを踏まえ、新輸出大国コンソーシアムや中小企業海外展開現地支援プラットフォームを通じて海外現地での支援を拡充する。
・デジタルマーケティング情報を踏まえた商品改良や EC サイト上での PR 手法の改善、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の海外 EC サイトに設置する「ジャパンモール」への出展や EC 事業者のニーズに沿った商品提案の支援などを通じて EC やオンライン商談などを活用する支援を強化する。
・中小企業の海外展開の成功率や取引の継続率の大幅な向上を図るため、JAPAN ブランド育成支援等事業により、現地の市場開拓に精通し支援ノウハウ・実績のある民間支援事業者との連携を前提とした中小企業の海外展開支援を行う。
・中堅・中小企業の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築を目的として、民間事業者による越境 EC 事業や SDGs 分野での新事業創出といった新たなビジネスモデルの実証を支援する。

（海外進出支援）

・新型コロナウイルス感染症の拡大により海外現地での契約関係や労働関係でのトラブルが増加する中、国際的な人の往来が制限されていることから、在外公館における弁護士を活用した企業支援やインフラアドバイザーを活用した支援を推進する。また、進出先国の人権状況・水準の向上のための取組を含め、日本企業の現地での一層の人権尊重に資する取組を行う。
・中堅・中小企業が海外進出を検討する際に取引先候補の情報収集に役立つよう、株式会社日本貿易保険（NEXI）が 2021 年１月に開始した特定国・特定セクターの海外商社（バイヤー）情報一覧を無料で提供するサービスを周知する。
・国際仲裁の活性化に向け、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の最新の国際仲裁モデル法に対応するため、仲裁廷が発令する暫定保全措置に執行力を付与し得るものとするなど仲裁法改正に向けた検討について 2021 年度中に結論を出すとともに、最先端の ICT を備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める。

ⅱ）規模拡大を通じた労働生産性の向上

・連携の在り方の見直しも含め、M&A 支援機関との連携を強化するとともに、業務の標準化や人材育成を進めることで、「事業承継・引継ぎ支援センター」の機能強化を図る。
・事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家の活用費用や表明保証保険の保険料等を支援する事業承継・引継ぎ補助金等について、中小企業の更なる利便性向上を図る。
・後継者不在の中小企業の経営資源等を活用しつつ、リスクやコストを抑えた創業を促すため、事業承継・引継ぎ補助金も活用しながら、他者の経営資源を引き継いで行う創業（経営資源引継ぎ型創業）を支援する。
・M&A を経営戦略の一部として捉え、M&A 後の経営統合も含めた一体的な取組が促されるよう、M&A 後の経営統合（PMI）の在り方に関する指針を 2021 年度中に策定する。
・サーチファンド等の新たな投資分野への取組の促進等、中小企業経営力強化支援ファンドの活用を含め、中小企業向けファンドの裾野の拡大に向けた取組を進める。
・中小企業を当事者とする M&A の譲渡価格や手数料等の相場観を形成するとともに、M&A に関する知識や経験が十分でない中小企業においても M&A 支援機関からの提案等の妥当性を判断できるよう、2021 年度に企業価値評価ツールの提供に向けた試行的取組を進めるとともに、他の M&A 支援機関から意見を求めるセカンドオピニオンの取組を支援する。
・2021 年度中に事業承継・引継ぎ補助金と連携した M&A 支援機関の登録制度の創設をすることにより、民間仲介業者等による自主規制団体の創設と併せて、中小企業が M&A に関する適切な支援を受けられる環境を整備する。
・国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）と都道府県の公設試験研究機関（公設試）が適切な連携・役割分担の下で、中小・中堅企業等における生産性向上や企業間連携につながるデジタル化等を支援すべく、2020 年度に開始した産総研と公設試等の連携による中小・中堅企業等への IoT 活用に係る普及啓発・人材育成等の取組を一層推進する。

（３）大企業と中小企業との取引の適正化

ⅰ）下請取引の適正化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法の執行について、公正取引委員会の執行体制強化を検討する。中小企業庁でも、2022 年度における下請検査官や下請取引Ｇメンの体制強化による中小企業の取引の実態に関する情報収集の強化を検討する。あわせて、中小企業庁と公正取引委員会の連携を強化し、収集した中小企業の声を法執行につなげる体制を強化する。
・改正下請振興法に基づく下請Ｇメンによる調査等を活用し、「振興基準」に基づく業所管大臣による指導・助言等により、取引慣行や商慣行の是正に、関係省庁が連携して取り組む。また、課題を抱える業界による新たな下請ガイドラインや自主行動計画の策定につなげる。

・改正下請振興法に基づき、デジタル技術の活用等による中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者を認定する制度を創設するとともに、金融支援等を行うことにより、下請中小企業における従来の取引関係に依存しない新たな取引機会の創出や適正な価格転嫁等による取引の透明化等を図る。

ⅱ）大企業と中小企業の連携促進

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

ⅲ）約束手形の利用の廃止

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

ⅳ）系列を超えた取引拡大

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

（４）地域の中小企業・小規模事業者等への支援

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・GoTo 商店街事業は、感染拡大防止策を徹底した上で、今後の感染状況等を踏まえて、実施の取扱いを判断する。
・地域の持続的発展を促進するため、2021 年度に地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業により、中小商業者等が地方公共団体と連携しながら新たな需要の創出につながる魅力的な機能を導入するための実証支援を行う。

（５）官民連携による経営支援の高度化

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

・各都道府県の「よろず支援拠点」において、中堅企業への成長を促すため、新たに民間も取り込んだ支援機関のネットワークを構築する。そのため、2021 年度に意欲のある中小企業に対する積極的な支援を行うモデル実証拠点を選定し、2022 年度以降、全国へ展開する。

（６）デジタル化を通じた生産性向上

・2021 年度中に AI の実装スキルを持つ人材 600 人の育成や中小企業との協働の仕方の検証をし、AI の実装スキルを持つ人材を介した企業の生産性向上の仕組みを確立するとともに地方大学等を通じて普及させる。
・「AI 導入ガイドブック」（外観検査・需要予測版）の普及を図るとともに、2021 年度中に「AI 導入ガイドブック」の新規テーマを検討し公表する。
・新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、中小企業でのテレワーク導入を促進

するため、テレワークに資するソフトウェア・通信機器等の導入支援等を行う。
・地域未来牽引企業等の地域企業のデジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革を促進するために、各地に産学官金の関係者が一体となって地域企業を支援する枠組みの整備や活動等の支援、デジタル人材の育成等を促進する。
・中小企業庁の全ての行政手続を 2023 年度までに電子化し、中小企業施策の活用状況や施策活用結果など国が保有するデータを民間ビジネスに開放し、中小企業を支援する民間サービス市場の創出と活性化を目指す。
・国が保有する補助金等のデータを民間に開放し中小企業を支援する民間サービスの創出を促すとともに、中小企業向けの経営支援の専門家や支援ビジネス事業者などを巻き込んだコミュニティ形成のため、中小企業の経営相談や新しいビジネスパートナーをオンライン上で見つけられる仕組みを 2022 年度までに構築する。